

令和4年度第5回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第2号）

令和4年9月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

1 番 中 城 峯 雄 君

4 番 福 本 悟 君

2 番 井 藤 はづき 君

6 番 増 田 安 至 君

8 番 岩 永 宏 介 君

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 中 城 峯 雄 君 2 番 井 藤 はづき 君

3 番 宮 川 一 幸 君 4 番 福 本 悟 君

5 番 田 上 英 司 君 6 番 増 田 安 至 君

7 番 森 田 優 二 君 8 番 岩 永 宏 介 君

9 番 福 永 啓 君 10 番 田 上 忍 君

11 番 藤 川 博 和 君 12 番 清 水 聖 君

14 番 池 田 浩 二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安 田 哲 也 君

5 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 藤 木 正 幸 君 副 町 長 宮 本 正 君

教 育 長 上 杉 奈 緒 子 君 総 務 課 長 野 口 壮 一 君

企 画 財 政 課 長 本 田 隆 裕 君 町 民 税 務 課 長 畑 野 英 樹 君

福 祉 課 長 西 本 和 美 君 こども未来課長 沖 勝 久 君

健康づくり保険課長 作 田 豊 明 君 農 業 振 興 課 長 井 上 辰 弥 君

商工観光課長	河地克敏君	建設課長	島田誠也君
環境保全課長	鶴野修一君	会計管理者	田中智徳君
学校教育課長	本田恵美君	社会教育課長	緒方良成君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

日程に入ります前にお知らせします。発言をする際には、マイクを寄せて発言をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。順番に発言を許します。

○1番（中城峯雄君） 議席番号1番、中城峯雄でございます。2点について一般質問をいたします。

1点目は、御船町の水道事業の現状と課題について質問いたします。

御船町の水道事業は、昭和44年の供用開始以来、令和元年には50年という節目を迎えます。公衆衛生の根幹を支えるインフラとして、半世紀以上にわたってそれぞれの時代に必要な形に変革してきました。平成28年に発生した熊本地震の際は水の重要性を誰もが身をもって感じたところであります。

そこで新たな半世紀に突入した今、御船町の水道事業が未来へ続くために現状どのような課題があり、今後どのような経営戦略を立てていくのかについて質問します。

2点目は、地籍調査の現状と今後の取組みについて質問いたします。

地籍調査は国土調査法に基づき1筆ごとの土地について、所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の境界と面積を測量するものであります。全国的にも調査が遅れている現状であり、御船町はどのようになっているかについて質問いたします。

個別の質問は質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 中城議員の水道事業の現状と課題についてお答えをいたします。

本町の上水道は昭和44年に公営企業による水道事業として供用を開始し、平成29年に

水道法の改正により簡易水道事業を統合して以来以降、適宜施設の更新を行いながら給水区域内に良質で安全・安心な水の供給を行っています。一方で、供用開始から50年以上が経過し、水道管の老朽化に伴い、日常的に漏水への対応が必要な状況となっています。

将来にわたり安定的な水道事業を経営していくためには、老朽化した水道管や水道施設の計画的な更新が必要であります。施設の更新に係る多大な費用の捻出や財源となる水道料金収入が、人口減少等に伴い減少していくことが予想されています。

今後、このような課題を踏まえ、水道事業経営戦略や水道事業基本計画に基づいた取り組みを着実に実施することで、町民生活における重要なライフラインとしての仕組みを維持してまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○1番（中城峯雄君） それでは、個別質問に移ります。

まず、御船町の水道の普及率は何%でしょうか。また、令和4年度の給水人口は何人でしょうか、お尋ねいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

令和3年度決算ベース、令和4年3月31日現在の水道普及率は92.56%、給水人口は1万5,721人となっています。

○1番（中城峯雄君） わかりました。次に、上水道事業と簡易水道事業がありますが、比率はどのようになっていますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

平成29年度に上水道と簡易水道が統合しておりますので、旧を付けて答弁をさせていただきます。旧上水道が1万2,902人、旧簡易水道が2,819人で、人口比率は約4対1となっております。また配水量も同程度となっております。

○1番（中城峯雄君） では、水道事業のための水源地、現在10カ所ありますけれども、また配水施設は現在27カ所ありますが、現状で十分でしょうか、お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

令和3年度に策定いたしました御船町水道事業基本計画において検討をいたしました結果、施設の統廃合及びダウンサイジングなどを行う必要があるものの、現状としては十分ということで考えております。しかしながら気象状況等に伴う水不足が懸念されることに加えまして、宅地開発、企業誘致による使用水量の増加も今後は予想されます。

今後、安心・安全な水の安定給水を図るためにも、新たな水源開発は必要であると考えています。

○1番（中城峯雄君） それでは、今後の経営課題、いろいろあると思いますけれども、経営課題は何でしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今後の経営課題は、老朽化した水道管の更新と、その更新に係る財源の確保が挙げられます。まず、水道管の老朽化の状況について御説明いたします。令和3年度に策定いたしましたアセットマネジメント基本計画によりますと、基本管となる50ミリ以上の水道管のうち、耐用年数が40年を経過するものが、令和2年度末において約88.3キロメートルございます。また今後10年間で耐用年数が40年を経過する水道管がさらに約16.6キロメートル、20年後となりますと39.8キロメートル、さらに増加することになります。

急速に老朽化が増える理由としましては、昭和50年代から平成の初頭にかけて拡張いたしました水道管が耐用年数を迎えることが主な要因となっています。

また、投資財源の減少についてですが、人口予測に基づく町の人口減少及び節水器具の向上によりまして、水道料金の収入が減少すると考えられております。更新費用に要する支出は今後増えていく中で、その財源確保が課題となっています。

また、専門的知識を有する業務が多い中で、技術的な部分の引き継ぎを含めて、技術職員の育成・確保というものも大きな課題として捉えているところです。

○1番（中城峯雄君） 今の答弁、他の自治体でも同様の問題が生じているということはマスコミあたりで承知をしておりますけれども、次に、管路更新工事が実施されておりますけれども、現在の進捗状況はいかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

更新を計画しております水道管のうち、40年以上が経過している老朽管は88.3キロメートルございまして、現在は高木地区、豊秋地区について布設替え工事を行っております。しかしながら、熊本地震の影響によりまして復旧工事などを優先したために、計画どおり進んでいないというのが現状です。

現在、管路全延長237キロメートルに占めます耐用年数が40年以上を経過した50ミリ以上の水道管が88.3キロメートルで、約37%、新設及び布設替えを終えた水道管は約62キロで耐震化率が26%となっております。

○1番（中城峯雄君） 今、管路更新工事、数年前から私の地元高木でもやっておりますけれども、管路更新工事による水道事業会計への影響です、これはどのようになるかについてですけれども。令和3年度の決算状況にしても、経常収支では令和3年度も3,300万円黒字になっています。毎年何千万円か黒字は続いています。今後、減価償却費の増加による財務内容が悪化するということでしたけれども、それはいつ頃から悪化するのでしょうか。シミュレーションを描いておられると思いますけれども。また減価償却費が増加することですけれども、減価償却費は定率なのか定額なのか、また何年償却なのか、お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

水道事業の資産のほとんどが管路施設であります。管路施設の更新には多大な費用が必要となることから、老朽化の布設替えは水道事業の経営に多大な影響を与えることになります。基本計画では、今までの更新ペースが年1キロ強で老朽化の布設替えを行った場合、比較的耐久があります水道管約15キロメートルの布設替えを先延ばししなくても、全長に占める40年以上が経過した50ミリ以上の老朽管の割合が2032年で29.5%、2042年には30.1%と、今後増加する傾向です。

議員御指摘のとおり、現在の経営状況は黒字でありますけれども、今後安心・安全な水の供給を行っていくためには、施設設備の更新は避けられません。今後、更新費用やそれに伴う起債の償還、減価償却費など、将来負担が増加する見込みであるため、経営を圧迫するものと考えています。

御質問のあった減価償却費の償却方法につきましては、定額法となっております、償却期間は38年ということです。

○1番（中城峯雄君） 償却期間は38年ということは、40年以上経った管はもう減価償却費は終わっていると。でもそれは新たに管の更新をしなければいけない。そうすると新たに減価償却費が発生しますということですよ。

では、高木もずっと数年前から管路更新工事が行われておりますけれども、今後どのような基準で、毎年度の投資額の目安はどういう基準で投資額を設定されておるのかについて、お尋ねいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

現在は、埋設時期が古い地域それから漏水が多い地域の水道管を把握し、優先順位を

付けて予算化、布設替えを行っておりまして、目安としまして、企業債の償還額を超えないよう実施をしているところです。また、令和３年度に策定しました御船町アセットマネジメント基本計画の結果をもとに、今年度に管の耐震計画を策定し、具体的な更新計画に基づいた工事を行っていくということとしております。

- １番（中城峯雄君） 管路更新工事の投資額です、ただ今、企業債の償還を超えないような範囲で投資額を決めておりますということですが、非常に高木も数年かかりましたし、今は私の地元甘木もやっていますけれども、３カ年にわたって細切れにやられるものですからね、どのような基準でされているのかについてお尋ねした次第であります。

次に、直近３カ年の水道料金収入の推移について、また料金収納率についてお尋ねいたします。

- 環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

直近３カ年の水道料金の収入ですが、現年度分税抜き金額で、令和３年度が２億６,４２４万２,３８４円、収納率が９８.７％、令和２年度が２億６,２１９万８,９４５円、収納率９８.８％、令和元年度が２億５,３１９万４,９５４円、収納率が９８.６％となっております。令和３年度において料金収納率が増加している要因ですが、大型商業施設の出店や個人宅の増によるものと考えております。

- １番（中城峯雄君） 先ほどの答弁で、人口減少によって水道料金は減少しますというお話がありましたけれども、幸い今のところ御船町は企業誘致による水道料の増加と、それと個人住宅の増加によって、今の数字を見ますと、前年度比で２００万円ほど増加しております。こういう傾向が続けばいいんですけれどもね。そういう状況で、ただ次に資本的収入額が資本的支出額に対して不足しております。毎年設備投資をやりますからですね。幾ら補填をしているのか。毎年度どれくらいの持ち出しがあるのかについてお尋ねいたします。

- 環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

資本的支出額に対しての不足分につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補填をしております。直近３カ年の補填額につきましては、令和３年度が１億５,１６０万３,４５２円、２年度が１億４,８３０万９,８７６円、元年度が１億６,０１４万４,６９７円となっております。

- １番（中城峯雄君） 資本的収支の不足額は、剰余金の残高から補填をしていくということですが、令和３年度末の剰余金残高は幾らになっているのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

令和３年度決算におけます剰余金につきましては２億２,９４１万９,８２１円となっております。内訳としましては、資本剰余金が２,１３７万５,９９３円、建設改良積立金、災害準備積立金などの利益剰余金は２億８０４万３,８２８円となっております。

○１番（中城峯雄君） ただ今の数字は、令和３年度の決算書に記載がありますが、令和３年度の剰余金残高は２億２,９４１万９,８２０円ということです。でも、こっちから補填していけば、もう数年後には底をつくのではないかと思いますけれども。今年度以降の更新工事の財源はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

まずもうすぐ剰余金が底をつくのかという御質問であります。これは今後の管路や施設の更新に大きく左右されてきます。現状の更新ペースでは剰余金が底をつくような経営状況ではありません。ありませんけれども、管や施設の老朽化に伴い断水など大きく事故が発生する危険性が現在高まっております。また、その危険性を下げるよう、現状を、より管や施設の更新ペースを増加させた場合、今後は事業会計の圧迫につながります。

経営戦略においては、５年後には、当年度純利益がマイナスになる財政収支シミュレーションも結果として出ております。

また、令和４年度以降の更新工事の財源についてですけれども、令和４年度以降の更新工事の財源は、現状では主に企業債ということになります。しかしながら更新事業を拡充した場合、事業費が膨大なこと、今後の企業債の償還を考えたときに、現状のように企業債だけでは賄うことが難しいということで整理をしております。

○１番（中城峯雄君） ただ今５年後は損益計算書の純損益がマイナスになるというシミュレーションの結果となっているということですのでけれども、今後も安定的に水を供給するためには、水道料金の改定の必要性はあるのかについてお尋ねいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

水道料金の改定の必要性についてですが、現状では水道事業は安定しています。さきに述べましたとおり、給水人口の減少に伴う水道収入の減少、それから設備更新による将来負担の増加をかんがえた場合、経営により重点を置いて今後事業運営をしていかなければならない状況になると考えております。

財源の確保としまして、企業債の活用はもちろんですけれども、議員御指摘の水道料

金の値上げは有効な手段の1つとして考えておりまして、その議論はしっかり今後させていただくべきと認識をしているところです。

このような状況を踏まえまして、今後も安定的な事業運営を行いますために、今年度に管路耐震化計画の策定、次年度にはそれに踏まえた料金設計の検討を予定しておりまして、令和3年度に策定いたしました経営戦略の内容を含めまして、今年度改めて議員の皆様にも御説明をさせていただきたいと考えています。

○1番（中城峯雄君）　そういうことですね、わかりました。

それでは、次に水道事業は50年が経過して、事業を取り巻く経営環境は大きく変化していると思います。どの施設もかなり、配水施設も老朽化していると思いますが、施設のバックアップ体制等は今後どのように対応していかれるのでしょうか。管の取替えもそうですけれども、配水施設もかなり老朽化していると思いますので、お尋ねいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

現状としまして、一部の配水池において賄う配水区域のバックアップ体制はございますが、十分とは言えない状況です。今後新たな水源の確保や管路等の水道施設の適正な維持を併せて行っていく必要があると考えております。

また、災害時においては、既存の水道施設管での完璧なバックアップは困難な部分もございますので、給水車の導入など、応急給水の体制の構築を図る検討を行う。それから、近隣町と緊急連絡管についての現在協議を行っておりまして、こういったもので対応することも必要だと考えております。

○1番（中城峯雄君）　そのような状況で、施設は老朽化している、管の取替え工事も実施しなければいけない、配水施設等の設備もやはり更新しなければいけないということで、収支的には非常に厳しい状況になってきますが、そういった中で、今後安定した水道事業を未来へつないでいくために、これは我々の生活の根幹になります。この未来へつないでいくために、町としては短期、中期、長期のやはりシミュレーションをもって、どのように経営戦略を立てていくかということがこれから重要な課題になると思いますけれども、これについてどのような戦略をお持ちなのかをお尋ねいたします。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

水は生命にかかわる重要なものです。住民に安心・安全な水を供給することは、水道事業の使命です。しかしながら、現在当町の事業状態は施設や設備の老朽化が進み、この

ままでは使命とも言える住民に安心・安全な水を供給することが脅かされる状況が近づいてきつつあります。

現在、町議会、水道事業の受益者並びに有識者で構成します御船町水道事業経営戦略委員会によりまして、水道事業の今後の経営について協議・検討がなされております。これから実施してまいります設備更新等に対し、どのくらいの事業費が必要で、どう事業費を確保していくのか、企業債を活用しつつ、水道料金の改定など不足分については収入を確保していく必要がございます。

今後、諮問機関であります委員会からの答申を踏まえまして、経営戦略の内容や経営の方針など改めてお示しをしながら、今後も健全な水道事業の構築を図ってまいりたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） 今後増加していく設備更新に対して、いかにして事業費を確保していくかということが重要な課題になってきますけれども、ただ今の答弁で事業費の確保については、企業債の活用、これは借金ですね、の活用、水道料金の改定、一般会計からの繰入れ等を検討しておられるということで、不足分の収入を確保されていくということですが、私は水道料金の改定は、これは町民に負担をかけますから、最後の手段だと思います。しかし、一方では住民に継続的に安心・安全な水を供給するために、このようないろいろな財源確保のための議論もこれから深めていく必要があると思います。

この問題は、今後も継続して議論をしていかなければならない課題だと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、水道事業については質問を終わります。

次に、地籍調査の現状と今後の取組みについて質問します。

○町長（藤木正幸君） 2、地籍調査の現状と今後の取組みについてお答えをいたします。

地籍調査事業は国土調査法に基づく国土調査の1つとして、本町では平成15年度から着手をしております。令和3年度末現在での進捗率は13.4%となっております。地籍調査を実施することにより、土地取引の円滑化や土地資産の保全を図ることができ、また災害後の速やかな復旧や公共工事の迅速化が可能となります。現在、熊本地震の再調査と新規地区の調査を同時に進めており、令和4年度から調査体制を強化しました。熊本地震の再調査につきましては、令和6年度までに事業を完了する予定であります。

なお、新規地区の地籍調査において、今後課題となるのが山間部の調査であります。

山間部は急峻な地形や少子高齢化の影響で、従来の地上法による現地調査が困難となることが予想されます。今後、ほかの地域で先進的に手法として導入されているリモート・センシングデータの活用など、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を進めていく必要があると考えます。

地籍調査に当たっては、今後も関係機関と連携や土地所有者の協力を得ながら、迅速かつ効率的な調査を推進してまいります。

その他、個別質問については、担当課長から説明させます。

○1番（中城峯雄君） ただ今地籍調査の進捗率は、町長答弁で13.4%、聞いてはおりましたけれども、こんなに遅れているとは思いませんでした。

では、調査対象面積とはどんな土地を言うのかについて、お尋ねします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

御船町の総面積は99.03平方キロメートルで、調査対象面積は93.48平方キロメートルです。面積の差分は国有林や河川の面積となっており、調査不要の土地となっております。

○1番（中城峯雄君） それでは、この進捗率が低い原因は何でしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

様々な要因がございますが、主に4点ほど考えられます。少々長い答弁になりますが、まず1点目は、地籍調査への着手そのものが、県内自治体と比べると遅かったことが考えられます。現在、熊本県内45市町村のうち、31市町村が地籍調査を完了しております。その多くは昭和の時代から着手している市町村であります。御船町は平成15年度に着手しており、県内では2番目に遅い自治体となっております。遅い着手になった要因として考えられますのは、当事の町の予算配分が都市計画事業や公共下水道事業など、インフラ整備に重点が置かれていたと考えられます。

2点目は、平坦地域から調査を開始しましたことによることが考えられます。御船町の計画では、高木校区から調査を開始し、隣接している校区へ移行していく調査を実施しております。現在は御船校区まで調査が進んでおりますが、これまでの地区は宅地が多い地区でありますので、どうしても筆数が多くなっております。筆数が多くなれば境界の数も必然的に多くなり、現地立会いの数も増えます。農地、林地に比べると1筆当たりの面積は狭くなりますが、筆数が多くなることにより、現在のところ進捗が低くなっていると考えられます。

次に3点目は、人員配置が考えられます。着手当事から職員3名体制で事業推進を図ってまいりました。着手年度が遅かった分、他の自治体並みに進捗率が追いつくためには、調査体制を強化することが考えられますが、他自治体に比べても平均的な職員配置となっておりまして。

最後に4点目ですが、熊本地震による影響も大きく考えられます。熊本地震発生以降、地震による地殻変動のずれなど、低度の地籍調査の成果に影響があったかを調査・検証する作業を優先しております。その結果、平成28年度から令和2年度までの5年間は、新規地区の推進を図ることができておりませんでした。

以上のことが要因となり、地籍調査推進が低いと考えられております。

○1番（中城峯雄君） ただ今進捗率が低い要因4点について、縷々述べていただきましたけれども、この地籍調査が進まないと、どのような問題がありますでしょうか。再度お尋ねします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

地籍の効果としましては、土地に関するトラブル防止、公共事業の計画実施、防災対策、安全な土地取引の円滑化など、多方面に幅広く活用されていますことから、このような問題が発生すると考えられます。

○1番（中城峯雄君） 今述べられたような問題が発生しますということですが、このような問題が発生しないために、地籍調査をなるべく早く進めていく必要があると思いますけれども、先ほどの答弁で、進捗が低い原因に熊本地震の影響と人員配置とありましたけれども、これについて、今後どのように進めていかれるのかについて、お尋ねします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

地震の影響による検証の対象は、熊本地震前に地籍調査が完了していた地区となります。平成29年度から令和2年度までの4年間、当事の成果が熊本地震でどれほど影響を受けたかを検証しております。その結果、国交省が示した計算で、変換可能な面積が7.45平方キロメートル、地殻変動の影響で再立会いを伴う再調査が必要な面積が1.88平方キロメートル、1,616筆ありました。場所は断層周辺になり、校区で言うと御船・小坂・高木・木倉校区となります。1,616筆の再調査は令和3年度から既に調査を開始しており、令和5年度までの3カ年で現地調査を終了し、令和6年度には全ての工程を完了させる予定としております。

また、人員配置につきましては、令和4年4月の定期人事異動により正職5名、再任用職員1名、会計年度任用職員1名の計7名の体制となっており、令和3年度に比べると2名の増員となっております。現在は熊本地震の再調査と新規調査が同時に進んでおりますが、地震の再調査終了後は新規地区調査業務に専念できることから、進捗を図ってまいります。

○1番（中城峯雄君） 進捗が上がっていない状況で、また熊本地震の影響で後戻り作業が発生しており、なかなか予定どおりに進まない状況はあると思います。令和4年度からは2名増員してやっていくということですが、これにはまた、進捗率を上げていくために、土地の所有者、地権者の協力が不可欠だと思いますけれども、この地権者の協力は万全でしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

議員御指摘のとおり、調査の実施には住民の協力が不可欠であります。大半の方は境界確定に立ち会っていただいているところではありますが、不立ち会いによる境界未確定もあります。担当課としましては、土地所有者の方々へは事前に地区説明会の開催や広報紙、ホームページへの掲載を行い周知をしているところであります。

また、現地調査においては、地域の精通者として協力いただく地籍調査地区推進委員の委嘱を毎年行っております。今年度、地籍調査区域の瓜山区、小坂区、陣区の地区推進委員11名の方々には8月19日に藤木町長から委嘱状が交付され、推進委員の協力も得ながら、現地調査、一筆調査を進めてまいります。

○1番（中城峯雄君） 私が住んでいる高木地区も、一番に、もう10数年前ですかね、地籍調査がありましたが、また再調査ということをやっています。私も地籍調査に立ち会いましたが、なかなか地権者同士と話をつかないケースもありますので、今、推進委員というお話がありましたが、地域の事情に詳しい長老的な方の知識を、推進委員に協力を求めているといいと思います。

次に、今後進捗を上げていくために調査体制はどのように整備されていけるのか。まず1点目に、地籍調査の調査地区の進め方について御説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

1 調査区の調査の大まかな流れは次のとおりとなります。1年目、事前準備。こちらは相続人調査などの土地所有者の探索。調査対象地番全ての筆について、職員が所有者の

調査を行います。2年目、基準点設置。現地調査、境界立会い。3年目、測量。面積点検、図面作成、閲覧。地籍調査には1調査単位で7つの工程があり、完了までには3年かかります。この作業を繰り返し行い、調査を進めてまいります。

○1番（中城峯雄君） 1調査単位で7つの工程がありますということで、これは大変根気の要る作業と思います。

2点目に、調査は遅れているが、これまでの調査体制はどのようになっていたのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、令和3年度から新規地区を再開し、地震調査と同時に調査を進めています。令和3年度は新規地区1班、瓜山、辺田見の一部1,438筆、1.12平方キロメートル、地震関連2班、481筆、0.86平方キロメートルの計3班体制で調査を行ってまいりました。令和4年度につきましては、新規地区1班、旧火葬場から音大周辺604筆、0.39平方キロメートル、地震関連2班、371筆、0.36平方キロメートルの3班体制で、9月12日、本日から調査を開始しております。

○1番（中城峯雄君） これまでの調査体制は今お話のとおりですけれども、それでは、今後の進捗率を上げて、アップしていくために、今後の調査体制はどのようにお考えでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

地震関連の調査につきましては、令和5年度までに現地調査を完了する予定です。新規地区につきましては、係員が増員となったことで、事前準備の作業量が増えることから、令和5年度の調査範囲は、調査班体制を増班し2班体制で推進率の向上へ向けて事業推進を図る考えであります。現在、来年度の調査費要望を算出中ではありますが、2,868筆、0.97平方キロメートルの調査を予定しております。令和4年度の調査面積と比べますと、2.4倍の面積を調査予定です。

なお、来年度で大字御船の現地調査を終了する予定です。その後は、大字辺田見、大字木倉へ調査を進めていく計画であります。令和11年度までには、滝尾地区を含む平坦地区の現地調査を終了する予定で計画をしております。

○1番（中城峯雄君） 令和11年度までに平坦地区は現地調査を完了しますということですが、それでは、山間部の調査はどのようにお考えでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

平坦地区の地籍調査完了後は、山間部の調査へ移行をしていきます。山間部は平坦部に比べ、高齢化が進み、境界情報の喪失を含んでおりますので、少しでも早く調査を終えたいと考えておりますが、課題は多いと認識しております。

山間部は急峻な地形が多く、現地境界立会い時には地権者にかなりの時間と労力を強いることが予想されます。具体的には、立会い時の猛暑による熱中症、スズメバチやマムシ等の野生生物との遭遇による命の危険など、現地立会いによる境界確認が平坦以上に困難になると思われます。

そこで現在国はリモート・センシング技術を活用した地籍調査を推進しています。リモート・センシング技術とは事前に撮影及び収集した航空写真を用いて、公民館等の集会施設でパソコンにより境界を確定し、測量する手法です。先進的な事例では、従来の地上法より現地調査を伴わないため、地権者への安全配慮の面では非常に効率が有効であり、測量作業の効率化が図られるため、費用対効果も大きく期待でき、かつ地籍調査の早期完了を実現させるとの報告がっております。

本町においても、山間部の事業推進に向け、積極的に新技術の導入も取り入れていきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） 山間部の調査は、本当に地権者が立ち会っても境界はわからないというような話も聞いております。今答弁のように、リモート・センシング技術ですか、これを導入してやっていくということですが、こちらのほうもできるだけ進めていっていただきたいと思います。

それと、次に、地籍調査は所有者はわかっておるんですけれども、所有者不明の土地があるんですよね、御承知のように。これは、所有者が不明というのは、もう何代も前の方の名前になっているから、今は作っている方もわからないというような状況にありますが、これについては、現在解消に向けて、法務局から委託を受けた土地家屋調査士が調査をしております。私も尋ねてきましたから、うちの周辺でも3カ所ほどありました。これについて、これは基本的には法務局が調べておりますけれども、町として、これも税務課の窓口にありますよね。土地に関する資料がですね。これについては、町はどのように法務局と連携をして取り組んでいかれるのかについて、お尋ねをいたします。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

先ほど御質問にありました所有者不明土地の解消に向けまして、法務局が土地家屋調査士等に委託をいたしまして、所有者不明土地の解消に向けて作業を進められております。これにつきましては、所有者不明土地の中でも、氏名や住所の記載がないため、戸籍などによる所有者調査の手掛かり等がなく、所有者の発見が特に困難となっており、実際の用地取得や民間取引の大きな阻害要因となっておりますことから、表題部所有者の氏名、住所が正常に記録されていない登記の解消を図るために、令和元年5月に表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律というものが公布をされております。

こちらは、先ほど中城議員がおっしゃられましたとおり、法務局からの指導で行っているものでございまして、町としましては、法務局等機関からの戸籍謄本やその他の情報提供の依頼に適切に対応いたしまして、所有者の特定に協力していくこととしております。

○1番（中城峯雄君） この所有者不明土地、またこれは私もちょっとかかわりましたけれどもね。例えば、3人のお名前になっている土地が、そのうちに、そこを今作っている人1名には、3人おったら3分の1しか相続できんですよ。これはやっかいな問題だと思います。

いずれにしろ、地籍調査の所有者不明の土地は、自治体の用地取得や地域の開発の阻害要因となりますので、まあ大変根気の要る作業だと思いますが、町も要員も増やして、ちょっと進めていこうという、今は段階ですので、できるだけ早い時期に、この問題も解決していただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） これより11時5分まで休憩をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時54分 休 憩

午前11時05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○4番（福本 悟君） 質問番号2番、議席番号4番、福本悟です。

本日もこのように多くの皆様に傍聴いただき、心より感謝を申し上げます。

子どもたちの元気な声とともに2学期が始まりました。始業式当日、校門前においてPTAの皆様、交通指導員の皆様、青少年健全育成町民会議の皆様、民生委員児童委員協議会の皆様、また地域の皆様と一緒に子どもたちの見守り活動に参加をしてきました。役

場からも青少年健全町民育成会議を担当される係長にも参加をいただき、たくさんの方と一緒に子どもたちを見守っていただきました。私自身、これからも見守り活動を続けていきたいと思います。

それでは事前通告していた安心・安全な水道の安定供給について質問をいたします。

言うまでもなく、熊本県は阿蘇山を有す火の国として知られており、全国でも有数の水の国でもあります。本町においても、吉無田高原や阿蘇外輪山の伏流水が湧く吉無田水源を有するなど、緑と清流に恵まれた自然豊かな町であります。

では、私たちにとって水とは何でしょうか。私たちが生きるための必要不可欠なものとし、上水道の給水開始以来年々拡張され、大切なライフラインの機能を果たしてきたところであります。平成29年の7月には国の補助制度見直しにより、本町の簡易水道事業は水道事業へ統合されております。当たり前のように、いつでも水道の蛇口を回すと、安心・安全な水道が供給されるものの、この水は限りある貴重な資源であります。

未曾有の被害を受けた平成28年熊本地震、水道施設についても甚大な被害を受け、広範囲にわたり水道管の破損や亀裂などが発生、場所によっては1カ月以上の上水道が使えない地域が発生しました。この熊本地震を含め、それぞれの災害で、災害の後に困ったことで一番多かったのは、この断水や生活水の確保と言われております。熊本地震の発災直後から、町民の身体、生命、財産を守ることを最優先に、道路や水路等のインフラや公共施設の復旧等を進められてきました。

震災復興計画においては、上水道復旧に併せて耐震化を推進され、緊急時のバックアップ体制の構築のため、事業者との連携強化に努められています。また水の安定供給対策都市総合計画においては、水道施設の老朽化に伴う計画的な更新や耐震化を図られております。復興のシンボルと位置づけられた、会員制倉庫型の出店を契機に企業の進出や宅地開発等が進む中、安心・安全な水道水の安定供給対策都市、水道施設の老朽化に伴う計画的な更新、また耐震だけでこの安定供給は十分なのでしょうか。昨今の頻発する地震、昨日も伺いました。また、この異常気象による町の水源地は大丈夫なのでしょうか。

このようなことから、総合計画の策定から2年余りが経ち、本町における水道事業の現状をどのように認識され、上下水道の適切な整備の視点から、水道施設の老朽化に伴う計画的な更新、並びに耐震化の現状と今後の整備計画について伺います。

また、企業進出や宅地開発等に伴い町民への安心・安全な水の安定供給を確保するた

め、将来の水需要を踏まえた新たな水源の確保が必要であると考えています。

町長の考えを伺います。

あとは再質問とさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の安心・安全な水道水の安定供給について、お答えをいたします。

本町の水道事業において、老朽化した管路などの水道施設の更新が課題となっていることから、水の安定供給や効率的で災害に強い水道施設の整備を進めるため、令和３年度に水道事業経営戦略及び水道事業基本計画を策定し、水道施設の計画的な更新や耐震化を計画しています。この取組みの中で、令和３年度に実施した御船町アセットマネジメント基本計画の結果をもとに、本年度御船町水道事業管路更新基本設計を策定し、中長期的視点に立った、さらに具体的な管路の耐震化並びに更新を行います。

また、気象状況等に伴う水不足や近年の宅地開発や企業進出による使用水量の増加も懸念されており、安心・安全な水の安定供給を図るためには、新たな水源の確保も必要だと考えています。今後、将来的には全国的な人口減少により、本町においても給水人口が減少することが予想され、水道施設の更新に係る財源の確保など水道事業を取り巻く情勢は厳しいものがありますが、経営戦略に基づき、着実に事業を進めることで、引き続き安心・安全で良質な水道水の安定供給を実現してまいります。

その他、個別質問については、担当課長から説明させます。

○４番（福本 悟君） それでは初めに、本町における上水道の現状、仕組みについて伺いたいと思います。

この上水道は一般的には２種類あると伺いました。１つは高いところにある配水池から高低差を利用して水道水を供給する自然流下式、それと平坦地にある配水池からポンプ加圧による給水をするという２種類を伺っております。そこで、本町においては、この町民の皆さんに安心・安全な水道水を水源地からどのようにして届けられているのか、その仕組みについて、まずは伺わせていただきます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

御船町の水道水はほとんどの地域を湧水また地下水で賄っております。一般的には地下水を取水し、浄水した後、高所にある配水池に送水し、配水池から配水管を經由して各御家庭へ供給をしているということです。本町の供給方法のほとんどは、高いところの配

水池から高低差を利用して水道水を供給します自然流下式でございますけれども、水越の大内配水池のみ、ポンプ加圧式での供給を行っているところです。

○4番（福本 悟君） 確認をさせていただきたいと思います。今、課長から町の上水道の現状、1カ所の大内配水池のみが加圧している。あとは全て自然流下式ということで間違いないですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） はい、間違いございません。

○4番（福本 悟君） では、次の質問に入ります。先ほど中城議員のほうと重複するところもあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

平坦地旧上水道区域における、水源がたくさんあり、また配水池もたくさんあると先ほど伺いましたので、その水源の場所と種類、あと配水池の場所、そしてその配水池から、御船町は行政区がありますので、どのようにその配水池から割り振りをされているのか伺わせていただきたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

平坦地域における水道水源の場所と種類、それから配水池の場所、給水の割り振りについてでございますけれども。行政区で分けた場合、小坂の第1・第2水源からなる御船配水池系統の配水地域につきましては、御船地区の一部、滝川地区の一部、小坂地区の一部、高木地区の一部となります。滝川にございます第3水源地からなる瓜山配水池系統の配水地域につきましては、御船地区の一部、滝川地区、辺田見地区、滝尾地区、小坂地区の一部となっています。上野にあります天君水源地からなる天君高木第1、高木第2、辺田見配水池系統の給水地域につきましては、主に木倉地区、高木地区、辺田見地区の一部となっております。

○4番（福本 悟君） ただ今、課長から水の割り振りについては、大きく3つ、1つは御船配水池系統から。御船川で言うと、何か右岸のほうになるのかなというところです。それと、滝川のほうから第3水源地の瓜山のほうですか、そちらのほうは左岸側になるのかなと。それと1つは上野です。上野の水源は地下水でしょうか。それとも伏流水、湧水なのか、教えてもらっていいですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

上野にございます天君水源地につきましては、湧水、湧き水からの取水をしております。

○4番（福本 悟君） 上野については湧水ということですね。理解しました。

では次の質問です。水質検査計画とか水質検査の結果の公表といいますか、情報の提供について伺いをさせていただきたいと思います。

水道事業者は毎年度事業の開始前に水質検査計画を策定することが義務づけされています。衛生的で安心・安全な水道を飲んでいただくために、この水質検査計画及び水質検査結果の公表、情報の提供については、どのようになっていますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

本町におきましても、水道法第20条に基づく水質検査計画を毎事業年度の開始前に策定をし、水質検査を実施しております。また、水質検査の情報提供につきましては、同法施行規則によりまして、水道事業者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うこととされておりまして、現在は窓口で申出があった場合に閲覧ができる体制をとっているところです。

今後は、容易に閲覧ができる方法として、ホームページ等の活用がございますので、検討したいと考えております。

○4番（福本 悟君） 今課長から、今後容易に閲覧できるようにということで予定していると。これは、まずいつからか、それとできる方法としては、従来の申出があったといいますか、それに加えてホームページでもできるようにということで、二重にということで考えていいですか。いつからかも教えてください。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

時期につきましては、議会終了後早急に取り組みたいと考えております。ただ、毎月検査結果についてはペーパーで報告がなされますので、公表の形式、ファイルの形式等は検討したいと考えています。

議員御指摘のとおり、追加でということであるかということですが、これまでの窓口での閲覧に加えホームページを活用するというところで検討しております。

○4番（福本 悟君） 了解しました。それでは、次の質問に入ります。

最初に課長から、水源から浄水して配水池に揚げるということで、この水質検査に関連する質問になりますが、水を配水、供給することに伴い、滅菌処理は必要なのでしょうか。それとも行われているのでしょうか。また、上水道としての必要な水質などについて伺いたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

上水道の滅菌処理についてですけれども、水道法第22条の規定に定められておりまして、当町におきましても塩素による滅菌処理を行っております。塩素濃度につきましては、水道法施行規則第17条に、蛇口で検出される塩素の濃度を0.1mg/L以上に保持するように定められています。また、上水道として必要な水質についてですけれども、水道法第4条に水質基準が、同法第20条では水質検査が定められておりまして、それに基づき検査を行い、検査結果については基準をクリアしています。

○4番（福本 悟君） ただ今課長から、滅菌処理については法律により実施していると、了解をしました。それと、水質検査については、現状は問題がないというところで、理解をさせていただきました。

では次の質問に入ります。上水道の未給水地域、未普及整備地域について伺いたいと思います。

令和元年度、町において6地域存在する、この上水道の未普及整備地域の現状の状況について伺います。上水道における給水区域内及び給水区域外の未給水地域について伺わせていただきたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

本町の上水道の給水区域内における未給水地域というものはございません。また、水道施設が整備されていない未給水地域は滝尾、川内田、水越、粒麦、有水、馬立、五ヶ瀬、田代の間所の6カ所から変更はございません。

○4番（福本 悟君） 令和元年度末においての6地域、本年度も変更はない、その6地域に変更はないということですね。

では、鶴野課長、町内全体において、何人か井戸をまだ持っておられる方がいるかと思いますが、情報として、何か井戸の水の出が悪くなったとか、そういう情報は担当課係のほうには寄せておられないでしょうか。なければその回答をされて結構です。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

環境衛生係において、井戸水を使用する場合については届出、報告が必要になります。その過程において、今議員御指摘の湧水といいますか井戸枯れの把握報告というものはあっておりませんし、当方で承知はしておりません。

○4番（福本 悟君） 現在はあっていないということですね。わかりました。では、次の質問

に入ります。

先ほどの上水道の未給水、未普及整備地域の整備に対する情報提供や協議の状況について伺います。令和２年度の第12回定例会３月会議の一般質問において、地区水道の整備については、地区住民への情報提供や協議を緊密に行い、適切な整備ができるよう進めていくとの答弁をいただいたところであります。

それでは、令和３年度以降、情報提供や協議の状況はどのようになっていますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

令和３年度以降の上水道未給水地域への対応につきましては、令和３年度は粒麦地区から滅菌器取替えの要望がございまして、現状の確認それから町補助事業に関する助言、予算措置などを行いまして、地区より導入がなされております。

また、令和２年度補助事業でろ過施設を整備された馬立地区につきましては、以降整備後の状況確認や情報共有を図っているところです。

このように、相談がありました場合については個別に対応をさせていただいておりますけれども、先ほどの６カ所全ての地区に対しまして補助制度の周知、それからつまびらかな現状の把握などは現在できていないというのが現状です。今年度において、新年度予算編成が10月、11月頃から始まりますけれども、その前に各地区との意見交換をすることとしております。

○４番（福本 悟君） ただ今課長から、この地域に対しては、補助制度の周知や現状の把握などを、定期的な協議ができていなかった。そういうことで、本年度10月頃をめどに意見交換を予定しているということですね。はい、という私も出席をさせていただきたいと考えております。

では次に、本町の水道事業における経営戦略、少し中城議員と被りますが、について伺います。全国的な人口減少に伴い、給水人口、有収水量、給水収益が減少しております。本町においては、これらの給水人口をどのように見込まれているのでしょうか。一方で、水道施設について老朽化に伴う計画的な更新や耐震化に係る投資はどのように計画されているのでしょうか。言うまでもなく、水道事業は地方公営企業法に基づき、独立採算制を原則としております。将来にわたって安定的に水道事業を経営していくために、本町における経営戦略について伺いをさせていただきます。

○環境保全課長（鶴野修一君） まず、議員の質問の給水人口をどのように見込まれるのかということです。

まず、本町の給水人口の今後の見通しについてですけれども、令和3年度に策定しましたアセットマネジメント基本計画にて、予測をしております。令和元年度1万5,481人でありました給水人口は、令和22年度には1万2,629人となり、22年間で2,852人、約11%減少する見通しとなっております。このアセットマネジメント基本計画策定に当たりましては、国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の地域別将来推計人口の数値を参照にし、推計をしているところです。

今後の経営戦略についてということで、水道施設につきましても、アセットマネジメント基本計画において現状の把握をしております、今後老朽化の更新だけでなく、耐用年数を迎える水道施設に対し、どのように更新を図っていくのか、また、それらに対する経費をどう対応していくのかなど、この経営戦略に基づき検討を図ることとしております。

○4番（福本 悟君） まだ詳しくは後ほどの質問で伺いますが、課長から人口減少などに伴う料金収入の減少、管路布設などの老朽化に伴う更新事業の増加で経営が厳しさを増してくると。将来にわたって安定的な事業を継続していくための策定ということで、理解をさせていただきました。

次に、本町の水道事業、これも少し重複するかもしれませんが。経営状況について伺います。平成29年4月の国の補助制度見直しにより、本町の簡易水道は水道事業へ統合をされています。この水道会計は、水道公営企業法に基づき、税金によらず、水道料金などの収入により運営することになっております。

このことから、熊本地震の平成28年までは約4,000万円を一般会計から水道事業会計へ繰入れをされておりました。平成29年度からは、この税金によらず水道料金などの収入により運営をされておりますが、平成29年度の決算を見ますと、純損益で約500万円、480万円程度。ただ、平成30年度からは当年度純利益が発生をしております。老朽化に伴う計画的な更新や耐震に係る投資に伴い、水道料金の改定は必要ないのでしょうか。

本町の水道事業における経営状況について、伺いをさせていただきたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

現在の水道事業におきます経営状況につきましては、単年度収支で見た場合、議員か

ら御指摘がありましたように、良好であると言えます。しかしながら、給水人口の減少に伴う料金収入の減少それから老朽化した設備更新による将来負担の増加など、今後水道事業経営において収益の低下と急増する支出への増加への対応につきましては、非常に厳しい状況になっていくということが予想されています。

水道事業は地方公営企業法に基づきまして、独立採算制を原則としています。今後も安心・安全で安定的な水道事業を経営していくためには、財源を確保していく必要があります。まして、企業債の活用それから料金改定など、全ての可能性を排除せず検討していくことが重要であると考えております。

○4番（福本 悟君） では決算のほうを、少し読み上げをさせていただきたいと思います。

一般会計衛生費から水道事業会計の繰入金として、平成26年度約4,300万円、27年度が約4,300万円、28年度が約4,000万円ということで、一般会計から水道会計へ繰入れをされております。平成29年度からは繰入れはあっておりません。逆に、この水道事業の決算書を見ると、重複になりますが、29年度は当年の純損益が約480万円、約500万円程度。平成30年度からは純利益にそれぞれ移りまして、30年度が約1,000万円、令和元年度が約1,500万円、令和2年度が約2,600万円、令和3年度が決算では当年度純利益が約3,300万円ということで、先ほど課長から答弁がありました、単年度収支で見た場合は、非常に今現在は良好かなと。以前は、約4,000万円程度を一般会計から繰り入れていましたけれども、今は繰入れをせずに、逆に単年度でいくと、令和3年度は約3,300万円と。ちょっとそこが理解できない数字です。ただ、課長から答弁がありましたように、単年度収支で見た場合は良好です。しかし、今後いろいろなことの状況を踏まえますと、水道事業においては、大変厳しい状況になってくるというところですね。了解をしました。

では、次の質問に入ります。緊急時における、先ほども課長から緊急連絡管、緊急時における相互連絡管の整備について、伺いをさせていただきたいと思います。こちらは災害時において、生活用水確保の1つとして、隣接する隣接町との間に、お互いに水道水を融通することを目的とした緊急時の相互連絡管を整備するということで、令和3年度の第7回定例会、12月会議の一般質問で、甲佐町との間で担当者レベルにおいて協議を今進めていると、説明をいただいたところであります。現在の協議の状況、進捗状況について伺いをさせていただきたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

緊急連絡管の取組みにつきましては、甲佐町においても取組みを希望されている事業でありまして、これまでの答弁と同じように、引き続き甲佐町と担当者レベルにおいて現在協議を進めているところです。先般行われました協議におきまして、今年度中に基本協定の締結ができるよう、今協議を具体的に進めているところです。

○4番（福本 悟君） 了解しました。緊急時におけるこの緊急連絡管といいますか、相互連絡管の整備については、災害時など緊急時において、水道水を融通することを目的としております。安心・安全な水道水の安定供給の面からも早急に整備のほうを進めていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。次に、水の安定した供給対策について伺います。

町の最上位計画であります第6期御船町総合計画の策定から2年余りが経ち、基本計画に上下水道の適切な整備が掲げられ、水の安定した供給や効率で災害に強い水道施設の整備を進めるために、水道施設の老朽化に伴う計画的な更新、また耐震化を図るとありますが、その現状と今後の整備計画について伺います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

現在の整備状況につきましては、高木地区及び豊秋地区の配水管布設替え工事を行っております。本年度、令和3年度に策定しました御船町アセットマネジメント基本計画の結果をもとに、御船町管路耐震化計画を策定いたします。この計画は、中長期的視点に立ちました具体的な管路の耐震化をするための計画でありまして、令和6年度からを目途に、耐震化計画に基づいた整備を行っていく予定としております。

○4番（福本 悟君） 課長にお尋ねします。この上下水道の適切な整備の中に新たな水源の開発は、ここの項目には入っていないということで理解していいですか。この総合計画の基本計画、これを見ると、水道施設の老朽化による、計画的な更新とか耐震化とかありますけれども、新たな水源開発はこの中には含まれないということでいいですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

総合計画に位置づけました施設整備等につきましては、基本的には地震を受けまして安定的な供給を行うために整備する管路というのが基本的な考え方であります。しかしながら、昨今の給水予定水量あたりの動向あたりをかんがみますと、その辺も十分読み替えることはできるのかなと思っています。予算化として、今回調査の予算も計上していることから、この辺は読み替えれるのかなと考えております。

○4番（福本 悟君） では、次の質問に入ります。次は広域的な漏水調査について伺いをさせていただきます。漏水の発生を早期に検知することで、上水道の有収水量率向上や漏水に起因する二次災害を防止するなどの目的に実施される漏水調査、令和4年度には衛星を利用した漏水調査を予定されております。金額的には約660万円を組んでありますが、この衛星を利用した漏水調査というのはどのようなもののでしょうか。併せて費用対効果が出ていれば、そちらのほうも説明を伺います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

まず、衛星を用いました漏水調査はどういったものかということです。言葉のとおり、人工衛星のデータを活用した水道管の漏水調査になります。衛星から電波を飛ばしまして、漏水箇所をあらかじめ把握するというような仕組みになります。

漏水調査につきましては、令和2年度までの漏水調査が配水池の水位が下がるなどの漏水の疑いがある場合にのみ漏水箇所を特定するために行っておりました。このことから、令和3年度はあらかじめ漏水の多い地域から予測を行いまして、漏水調査を実施した結果13カ所の漏水を発見、修正を行う対応ができております。

それに比べまして、本年度は新たな取り組みとしまして、人工衛星のデータを活用しました水道管の漏水調査を実施しておりまして、調査の結果、66カ所が漏水の恐れがあるとして報告がなされております。今後、その調査結果をもとにしまして、現地での調査を予定しているところですが、この衛星による調査に伴いまして、科学的根拠に基づいた箇所、場所を特定することができたため、漏水箇所の発見、修繕がスムーズに行えるものと考えております。

費用対効果につきましてですが、衛星は今年度取り組んでおりますので、費用対効果は出ておりませんが、漏水調査の費用対効果としましては、令和3年度に広域的に行いました漏水調査で、13カ所の漏水を発見、修繕を行っております。漏水調査によります推定漏水量が1日当たり428トンでございましたので、これに給水原価を乗じました1日に約6万7,000円が費用対効果となると考えております。今後も、この漏水調査につきましては、管の老朽化に伴い日常化しておりますので、継続的に実施していく必要があると考えています。

○4番（福本 悟君） ただ今課長から、令和3年度は13カ所、本年度は衛星を利用した結果66カ所とすごい効果ですね。ただこれは電波を利用したものですか。衛星とはなかな

かどういふうなど、もうちょっとわかりやすく何か説明していただければと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

人工衛星からGPSを活用しました電波を飛ばしまして、管のはね返りあたりを見て漏水箇所が、漏水の場所ですね。約100メートル範囲と聞いておりますけれども、その100メートル範囲で漏水の恐れがある場合に、反応をしてデータとして検出されると聞いておりますので。ただ詳細な、科学的というか、そういったものについては、承知しておりません。

○4番（福本 悟君） わかりました。では、次の質問ですが、この漏水が発生した場合の町職員の対応について伺いをさせていただきます。

水道管等の全体を、全体的な老朽化は本来、この漏水というのは日常化しているのではと思いますが、この漏水は昼夜や休日を問わず発生をしていると思います。現在、担当課係、水道係はどのように対応されているのか。また、課題等があれば教えてください。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、水道管の老朽化に伴い、町内全域での漏水が常態化し、その対応は平日の昼夜を問わず、休日にも及んでおります。本日も朝から3件の通報がございました。休日の漏水対応につきましては、水道係内で当番を決めて対応をしているところです。応急修理については、業者が対応できる場合につきましては当日、できない場合には後日対応しているところですが、漏水は夜間でも発生しますので、給水に著しい支障を来す場合などは夜間でも対応をいたします。このように水道係職員は、町民の生命にかかわる重要なインフラである水の安定供給を行うため、時間を問わず対応しているところです。

喫緊の課題としまして、職員の全てが応急修理等の工事に精通しているわけではありません。漏水の度合いなどによりましては、現地立会い時に専門的知見が必要になりますので、どうしても固定の職員が対応するケースが多いというのが現状です。今後、技術の継承など、人材育成も急務であります。

○4番（福本 悟君） 総務課長に1点要望をさせていただきたいと思います。

ただ今、課長から、喫緊の課題として、固定の職員が対応しているケースが多いということですので、1人の職員に過重な負担がかからないように、人材育成の検討をお願いをしたいという要望をさせていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。簡易水道は平成29年に水道事業に統合をされております。これは、国の方針であります。将来予測される水道施設の老朽に伴う更新事業の増大、人口減少による料金収入などの減少などのため、財務基盤等効率的な経営体制を図るため、本町においても、上野・七滝簡易水道、水越簡易水道、浅の藪簡易水道が廃止され、上水道へ統合をされております。

これを改めてわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

経緯としまして、一般的に簡易水道事業は、過疎地域に存在しているため、その著しい高い資本費により、給水原価が高額となりまして、料金収入のみによって経営することが困難であります。またこのような場合、高額な給水原価に対しまして、低額な料金単価を政策的に採用しているケースが多いことから、一般会計繰入金や国庫補助金等の外部からの財源に依存し、受益と負担の関係が不明確になっている場合が多く、このような課題を解決するため、上水道事業への統合と水道事業の広域化を進め、スケールメリットを生かした安定的な財政基盤を構築することが不可欠であると考えられておりました。

そこで、平成19年度に簡易水道に係る国庫補助金制度の見直しが行われまして、水道未普及地域解消事業、それから生活基盤近代化事業等における補助事業対象者の基準が厳格化されました。原則として、事業経営者が同一であって、会計が同一、または一体的な管理が可能な既存の水道事業が存在する簡易水道施設等に関する事業は補助の対象としないという決定がなされたところです。

これを踏まえまして、本町はこれに該当する事業経営者が同一であって、会計が同一、一体的な管理が可能な既存の水道事業ということに該当することから、事業統合に至ったものです。

○4番（福本 悟君） 今の説明で、テーマがよくわかったようなところですかね。最後のほうで、この「原則として」というところで、最終的には簡易水道施設等に関する事業は補助の対象としないというところですね。はい、理解をできました。

では、この簡易水道が上水道に統合したことによる水道財政に与えた影響について伺いをさせていただきたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

簡易水道事業が統合したことで水道財政に与えた影響についてですけれども、漏水や

施設の修繕などについては、旧簡易水道エリアでも発生をしておりますけれども、これは特筆して、旧簡易水道事業の区域が多いということではございません。

今後、旧上水道のみならず、旧簡易水道におきましても、一体的な管路や施設の更新が行われることは、財政基盤等効率的な経営安定体制の構築などを目的とした統合におけますスケールメリットが生かされていると考えています。

○4番（福本 悟君） この簡易水道が上水道に統合したことによって、計画的に管路とか、水道施設の更新ができるというところで理解していいですかね。わかりました。

それでは、次の、重複になりますが、水道事業経営戦略及び水道事業基本計画について、伺いたいと思います。

令和3年度に策定をされました水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画であります水道事業経営戦略及び中長期的な事業運用を示した水道事業計画について、もう少しわかりやすく説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

令和3年度に策定しました水道事業基本計画についてですが、水道事業の現状、それから将来見通しを分析評価し、今後の目指すべき新たな指針や具体的施策を示すために策定したものです。

計画の策定に当たりましては、資産管理の手法でありますアセットマネジメントを取り入れるほうがより精度の高いものになることから、本町については、アセットマネジメントを取り入れた計画となっております。

計画の内容は、施設等の現状把握、需要の予測、施設整備及び更新、それから投資、財政計画などになります。この基本計画に基づきまして、本年度に詳細な管路の更新を行うための御船町管路耐震化計画を策定しているところです。

また、水道事業経営戦略につきましては、施設整備、更新、事業に要する経費を反映させた経営を計画するもので、料金などの収入と施設整備更新など、経営の部分に対し、今後安定的な経営を行っていくための戦略となっています。

今後、それぞれの計画につきましてわかりにくい部分もございますので、議会の委員会それから全員協議会などの機会で、改めて御説明をさせていただければと考えています。

○4番（福本 悟君） 鶴野課長、要するに、この水道事業基本計画の中に水道事業の経営戦略が入っている。大きくは基本計画があります。その中に、この経営戦略があるという認

識でいいでしょうか。それとも、全く対等なところでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

この2つの計画については別のものということで、上位、下位とかという形ではございません。基本計画については、更新であったりとか、そういったものを示したものの。経営戦略については、経営に特化したものと御理解いただければと思います。

○4番（福本 悟君） 時間の持ち時間が1時間ということですので、最後に、町長のほうに気持ちを伺わせていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、この私たちが生きるために必要不可欠な水道水、その安心・安全な水道水を安定的に、安定に供給するため町の総合計画の基本計画にある上下水道等の適切な整備に基づき、水道施設の老朽化に伴う計画的な更新や耐震化が現在図られています。また、安定的に事業を継続していくために、水道事業経営戦略及び中長期的な事業運営を示した水道事業基本計画が策定をされております。

安心・安全な水道を安定的に供給するための対策として、この総合計画の基本計画に掲げた水道施設の老朽化に伴う計画的な更新や耐震化を図ること、それだけで十分でしょうか。昨今の頻発する地震、また異常気象、水源の確保は必要ないのでしょうか。町長に伺わせていただきます。

復興のシンボルと位置づけられた会員制倉庫型の出店を契機に、企業の進出や宅地開発等に伴い、町民への安心・安全な水の安定供給を確保するため、将来の水事情を踏まえた水源の確保が必要であると考えております。

町長の考えを伺います。

○町長（藤木正幸君） お答えをいたします。

令和3年度に策定した御船町水道事業基本計画において検討した結果、将来的に全国的な人口減少が予想されることを踏まえると、水の供給体制については、現状としては十分であると評価がなされております。しかしながら気象状況に伴う水不足が懸念される水源であることに加え、宅地開発や企業誘致により予想されていた人口減少に歯止めがかかっており、使用水量が今後増加していくことも予想されております。

また水源地の、配水池のバックアップ体制も脆弱で、特に企業誘致等が進んでいる高木や木倉、辺田見の一部をカバーしている天君水源地については、湧水を取水しており、カバーしているエリアの広さの割には気象状況に左右されやすい側面があります。

このようなことから、新たな水源開発が必要であると考えており、本年度高木地区の水源調査を予算化し、農繁期が終了した後に搾取をいたします。今後も安心・安全な水の安定供給を図るために取り組んでまいります。

議員御指摘のとおり、あの地震後の姿を見ておりましたら、やはり水というものは大事だという認識を強く思っているところです。町内で検討を重ねながら、この供給できる水が安心・安全に皆さんのもとに届くように、これからも頑張ってもらいたいと思います。

○議長（池田浩二君） 福本議員、答弁を含めて1時間経っておりますので。

○4番（福本 悟君） はい、終わります。

最後に、この質問に当たった経緯については、先ほど鶴野課長から答弁いただきました天君水源が湧水であるということです。昨今の、この頻発する地震災害また気象状況を踏まえ、早急な対策が必要であるという考えで、町長に伺わせていただきました。前向きな町長の回答をいただきましたので、今後も安心・安全な水道の安定供給に期待して一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで、午後1時10分まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時08分 休 憩

午後1時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○2番（井藤はづき君） 2番、井藤はづきです。通告してまいりましたとおり、マイナンバーカード普及をどう考えているかと公共交通の活性化で実現したい町の将来像は何かについて、一般質問を行います。

まず、マイナンバーカード普及促進をどう考えているかについてですが、職員の取得推進のあり方及び今後の取組みについてどのように考えているかを伺います。

なお、以降の質問は質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 井藤議員の1、マイナンバーカード普及促進をどう考えているかについてお答えいたします。

政府はマイナンバーカードをデジタル社会の基盤と位置づけ、令和5年3月末までにほぼ全ての国民にマイナンバーカードを行き渡らせる目標を掲げています。マイナンバー

カードは身分証明書としての利用はもとより、一部ではありますが、健康保険証としての利用が、令和3年10月20日から開始されています。また、政府は公金受取口座の利用は令和4年度中の開始を目指し、運転免許証としての利用は令和6年度中の開始を目指しており、カードの利便性の向上や普及促進に向けてさらなる利用先の拡大も検討しています。

令和4年7月末現在、熊本県全体のカード交付率は45.17%で、御船町は39.84%となっており、熊本県全体を5.33%下回っていたため、普及促進の取組みとして、8月から9月にかけて公民館分館での申請受付を行っています。10月以降も引き続き取組みを行い、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○2番（井藤はづき君） 先日、総務文教常任委員会の所管事務調査における説明の中で、普及促進するに当たり、まずは職員のマイナンバーカードの取得を促しますという説明がありました。そこで、（1）の職員の取得推進のあり方について、まずこれまでいつどのような方法で取得推進を行ってこられたか、伺います。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

令和2年4月にカード取得促進に向けた職員あて、お願い文書を出しておりました。それから、今年7月にカードの取得状況の調査と取得推進のお願いを文書で行っております。

○2番（井藤はづき君） 令和2年4月と今年の7月ということで、取組みを行っているということですが、マイナンバーカードの取得というのは任意というのが原則だと思いますが、職員にとっては取得は義務ということになるのでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君） 議員がおっしゃるとおり取得は任意となっています。職員の取得は義務とはなっておりませんが、推奨して取得の働きかけを行ってまいります。

○2番（井藤はづき君） 以前、地方職員、共済組合の組合員証が将来的にはマイナンバーカードと一体化されると聞いたんですが、そのような計画があるのでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

共済組合のほうで組合員証とマイナンバーカードとの一体化につきましては、まだ未定ということで確認をしております。

○2番（井藤はづき君） 仮定の話にはなるんですけれども、もしそれが一体化となった場合は、共済組合に加入されている地方職員の方々というのは、マイナンバーカードを取得せ

ざるを得ないという形になるのでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君） 先ほど答弁しましたように、現段階ではまだ未定ということですので、先々の不透明なことについてはお答えを省略させていただきます。

○2番（井藤はづき君） わかりました。では、現時点でマイナンバーカードを取得していない職員の方が不利益になるということはあるですか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

職員として現在不利益になるということはありません。

○2番（井藤はづき君） マイナンバーカードの取得推進がハラスメントにつながるようなことがないように注意する必要があると思いますけれども、何か対策は考えておられますか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

圧力とならないように推奨してまいりたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 過去2回調査などの取組みが行われたということもありますし、今後も推奨されていくと伺っていますけれども、その取得推進をしている時点で、何らかの圧力にはなっていると思うんですよね。なので、そこら辺のバランスを考えていかないと、やはり職員によっては、それをすごく圧力と感じてしまう方もいらっしゃると思うので、そこら辺の対策をどのような方法で注意していかれるのか、お伺いします。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

今、取得推進につきましては、課長会を通じて、口頭とかでお願いをいたしたりしております。取得されていない方に対して個別に取得推進を促していくということはやっておりません。これが圧力となる可能性がございますのでやっておりません。今後も、個別ではなくて課単位、それから申請しやすい公民館分館とかの出張申請など、申請しやすい環境を整備して取得推進を行っていきたいと思っています。

○2番（井藤はづき君） では、（2）番にいきますけれども、今後の取組みについて、冒頭の町長の答弁で、国の目標について説明いただいたかと思いますが、御船町としてはどうしてマイナンバーカードの普及促進したいのでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

町長答弁にもありましたように、国が令和5年3月までにほぼ全ての国民にマイナンバーカードを行き渡らせる目標を掲げております。そのため、町はその方針に従い、取得促進を行っておりますけれども、カード取得をすることで、身分証明書としての利用はも

とより、健康保険証や運転免許証としての利用ができます。

また、国は利用先の拡大を検討しておるため、今後ますます利便性の向上が期待されますので、国からの提示を待って、住民の皆様にお知らせをしていきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 町長の考え方を伺いたいんですけども、これは国がそういうふう
に推進をされていて、地方自治体のほうにも推進をお願いしますということで通知が来て
いるから普及したいのか。それとも住民にとってメリットが大きいと判断されて、ぜひ町
としても普及されたいということで普及を推進されているのか、どうでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えしたいと思います。

私としては、両面があると思います。国において制度的に作られたものであります。
やはりそこにはいろいろな考え方があってできたものであります。自治体に入れば、私た
ちは住民がよりよい環境の中でここに住み続けていただきというのは目標になってまいり
ます。住み続ける中において、このマイナンバーを取得するということは、それに類似す
る効果的なものを私たちとして与えることができるし、住みよい御船町を作るためにはぜ
ひともこの事業は進めなければならない事業であると思っております。

○2番（井藤はづき君） 現時点では、御船町においてマイナンバーカードを取得したとして
も、使い道という部分が身分証明書としては使えますけれども、そのほかの使い道という
のは、今のところあまりないという現状です。先ほどおっしゃったとおり効果を与えるこ
とにつなげることができるということでしたけれども、普及促進をするのであれば、平行
して使用環境の整備というものも進めていかなければいけないと、そうしなければ意味が
ないと考えますけれども、証明書等のコンビニ交付の導入、また運用のための予算という
のはどれくらい必要でしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

県内他市町村の事例としまして、導入費用で数百万円から数千万円、運用経費も年間
数百万円から1,000万円ほどかかるとなっております、金額に大きな開きがございます
ので、導入につきましては判断が難しいものがございます。

○2番（井藤はづき君） コンビニ交付の導入だとか、運用のための予算がそれほどかかる
ということですけども、何か活用できる補助金などはないのでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君） 現在活用できます補助金などは、特別交付税で導入経費と運
用経費の2分の1が3年間交付をされるようになっています。

○2番（井藤はづき君）　ちなみにですけれども、今取り組まれている分館を回ったりとか、そういうマイナンバーカードの取得推進のための事業というのは町の単費の持ち出しというのはあるのでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

マイナンバーカードの取得促進に係る経費につきましては、全て国庫補助という形になっております。

○2番（井藤はづき君）　では、先ほどのコンビニ交付の話に戻るんですけれども、特別交付税措置があるということですが、それは来年度以降に導入された場合にも適用されますか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　特別交付税措置につきましては、来年度以降については、まだ国の方針が示されておられませんので、今のところ不明となっています。

○2番（井藤はづき君）　では今のところ本年度までの事業というか、措置ということになるかと思いますが、これまで、コンビニ交付のための予算要求というものはされたことがありますか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　これまで、コンビニ交付のための予算要求はしておりません。

○2番（井藤はづき君）　先ほどもありましたとおり、本年度までだったら交付税措置があるということですので、急いだほうがいいのかと私は思うのですが、これは、予算要求はしないのですか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

確かに、今の現時点での特別交付税は令和4年度までの措置ということになっています。しかし、マイナンバーカードの取得も徐々に増えてきておりますので、予算要求は今後検討して出していきたいと考えています。

○2番（井藤はづき君）　企画財政課長にお伺いします。そのコンビニ交付の導入の部分の財源ですね。運用の部分はこれから継続的にかかってくると思いますが、導入にかかる臨時的な部分、そういったところにふるさと納税寄附金を活用する考えというのはありませんか。

○企画財政課長（本田隆裕君）　お答えします。

システム導入等の初期費用につきましては、ふるさと納税寄附金を充てることは可能です。なお、今後様々な投資的事業も出てくると思いますので、長期的視野に立ちまして、計画的にふるさと応援基金のほうを活用させていただきたいと思います。

○2番（井藤はづき君）　ということですので、ぜひ予算要求をしていただきたいということを踏まえまして、今後、どのような取組みをされていきますか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

　国のほうはQRコードを同封しまして未申請の方へ申請書の再送付も行っております。公民館などへの出張申請や熊本県が市町村と連携して行っております企業を対象とした出張申請などを行って普及促進をしていきたいと思います。

○2番（井藤はづき君）　先ほどからお話ししていますコンビニ交付の導入だったり、また、他自治体、例えば前橋市では公共交通機関でマイナンバーカードをピッとかざすと高齢者割が適用されるとか、そういったのも、マイナンバーカードのICチップの空き容量を使って活用して、町独自のサービスの提供をされているところもあります。そういった形で、普及促進を目標にするのではなく、その先のサービスというのも構築していただきたいと思っているのですが、そういったところも含めて今後どうされますか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　お答えいたします。

　今後、住みよいまちづくりを目指しまして、住民の方の利便性の向上につながりますような施策を庁舎内で考えていきたいと思います。

○2番（井藤はづき君）　今回、一般質問しました内容をまとめますと、最初に職員の方々への普及促進ということで調査をかけられるという内容から、普及促進をするのであれば、まずは、まだ抵抗があるという方々には圧力にならないように気をつけていただきたいということ。そしてその上で、既に取組みがされているような、作りたいんだけど、ちょっと役場まで行って手続をするのが難しいと、そういった方々にはこちらから出向く。今されていますよね。そういう取組みだったり、作ることに抵抗はないんだけど、今のところまだ必要性を感じないという理由で作られないという方もたくさんいらっしゃると思います。そういう方々に対しては、使用環境の整備を進めていくという方法で、普及推進を行ってほしいという思いから一般質問をさせていただきましたが、伝わったでしょうか。

○町民税務課長（畑野英樹君）　議員のおっしゃることは十分に伝わってまいりました。今後、先ほど申しましたように、住みよいまちづくりを目指しまして頑張っていきたいと思います。

○2番（井藤はづき君）　では、次の質問に移ります。公共交通の活性化で実現したい町の将

来像は何かという質問ですが、先般、御船町地域公共交通計画が策定されました。これを受けて、その計画の方向性と公共交通を通してどのようなまちづくりを思い描いているのか、伺います。

○町長（藤木正幸君） 2、公共交通の活性化で実現したい町の将来像は何かについて、お答えをさせていただきます。

近年の人口減少や熊本地震による被災、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの様々な要因を受け、御船町における地域公共交通の利用者数は減少傾向にあります。また、交通事業者において、運転手不足が深刻化しており、サービスを縮小せざるを得ない状況も発生しております。

こうした地域公共交通を取り巻く厳しい状況がありながらも、今後賑わいや活力あるまちづくりを進めるためには、町民の生活や来訪者にとって必要な移動手段を確保していく必要があります。このため、住みよいまちづくりの将来像の実現に向け、御船町地域公共交通計画を本年度6月に策定をいたしました。今後は、地域の特性や実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの形成を図り、町民が目指すまちづくりの基本理念である、人をつなぐまちづくり、魅力をつなぐまちづくり、未来へつなぐまちづくりの3つの視点により総合計画に掲げる全ての施策に通じて、地域公共交通の実現に向けて進めてまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○2番（井藤はづき君） まず、（1）番の、御船町地域公共交通計画の方向性についてですが、計画を策定するに当たり、ターゲットとなる利用者及び利用の仕方を分類し、それぞれの利用者層に応じた対策を考えられたかと思います。

そこで主に、誰のどのような利用を想定されていますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

現在の御船町地域公共交通の利用状況としましては、主に学生の通学や高齢者の買物、通院のために利用されています。ですが、計画としては、全ての町民及び御船町への来訪者の利用を想定しております。

○2番（井藤はづき君） 確かに、主には学生と高齢者の2つがあり、そのほかにも今おっしゃいました来訪者の町内の周遊だったり、普段は自家用車を利用しているんだけど、何かけがをしたとかで、非常時で利用される方などが挙げられると思います。では、その

中で、現状として利用は今少ないんですけども、今後増えて、増えていくことが見込めるという利用者層はありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

特に、運転免許証を返納された高齢者の利用は増えていくと見込んでおります。また、これまで公共交通機関を利用されていなかった方々の利用促進も併せて図っていきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 今、高齢者の利用というところと、利用されてなかった方々の利用促進というところでしたけれども、今は学生さんたちですね、保護者さんの送迎に頼っている学生や来訪者の町内周遊というところにも利用を増やすことが見込めるのではないかと考えます。特に、学生については、伸び代が大きい部分ではないかと感じていますし、子育て支援だとか移住定住の観点からも、利用を増やしていくべき、利用者増ではないかと感じていますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 御意見のとおりだと思います。まずは、送迎をされている御家族の負担がまず軽減されます。それから、町内への回遊性が高まれば、地域活性化にもつながりますので、利用を増やしていくべき利用者層だと思います。

○2番（井藤はづき君） では、今は利用が少ないけれども、今後増やしていくところの利用者層についてでしたけれども、では逆に現状あまり利用されていないんだけれども、今後増やしていくことはちょっと難しいかなという、そういった利用者層はありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 高齢者等の交通弱者を含めまして、誰もがお出かけできる生活交通ネットワークの構築を目標としているために、利用者増が期待できないというような利用者層は考えておりません。全ての方が利用しやすい対策を打っていきます。

○2番（井藤はづき君） では、そうしますと、普段車で移動されているという方々の利用者、利用増も見込んでおられますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 確かに大幅な利用増が見込めるかといえば厳しいと思います。例えば、高齢者の方で居住地域にバス路線がないために、仕方なく自家用車を使っている方が、路線開通をきっかけに免許を返納することということにつながれば、それは事業成果として見ることはできます。

○2番（井藤はづき君） この計画を全体的に見ますと、高齢者の町内移動というところの利便性向上に重点が置かれているのかなと感じましたが、実際にどのように考えておられま

すか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 高齢者の町内移動の利便性を向上させることは、結局全ての人の公共交通に対する利便性の向上につながるものであると考えております。

○2番（井藤はづき君） では、今後計画を進め、利用促進するに当たって、ターゲットとなる利用者層の優先順位というものがありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 学生や高齢者等の交通弱者にとって、利便性のよい公共交通の整備を最優先に行うことで、誰もが利用しやすい地域公共交通の整備を目指したいと思っています。

○2番（井藤はづき君） そのとおりだと思います。学生だとか高齢者という交通弱者と呼ばれる方々をターゲットとして設定することによって、どの利用者層に対しても効果が期待できるという考え方かなと思いますが、私も同じ意見です。また、学生とか高齢者というターゲットが、利用が定着してくれば、最も安定して利用いただける、そういった層でもあるかなと考えています。ですので、高齢者と学生というのがメインのターゲットになってくると考えられます。

ところで、利用者の視点だけでなく、事業者、交通事業者の視点から運転手不足という課題も深刻なようです。今後、この計画に基づいて、公共交通サービスを充実させていく上で、運転手の確保というのは不可欠ですが、行政として何か支援策はありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 運転手不足の状況があることについては聞いております。町としましては、地方バス運行等特別対策補助金、こういったもので経営支援は行っているものの、直接的な運転手不足に対しての支援は難しいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 直接的な運転手不足に対しての支援は難しいとおっしゃいましたけれども、そこはまだ私は納得できていないんですが、運転手確保のための企業努力として事業者が資格取得支援、免許を取る支援を実施しているというところもあります。そういった情報を町の広報紙に載せるなど、そういった取組みはできませんでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 民間事業所の求人情報ということで掲載することはできません。ですが、いろいろと検討工夫を重ねてまいりたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 民間事業者の求人情報として掲載することはできないと言われたけれども、例えば大井町では、公共交通崩壊をくい止めるための緊急アピールというのを町でホームページに出されていたりとか、旭川市では路線バス乗務員確保対策助成金と

いいまして、運転手になるために移住してこられる方々に助成金が出るとか、嘉麻市では広報に運転手募集の記事を掲載されているという自治体もありました。そういう自治体の例もありますが、先ほどおっしゃいましたできないとする理由は、御船町としてできないとする理由は何でしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

自治体の発行する広報紙ですので、町内各事業者間で不公平が生じないようにには留意しつつ、今御紹介いただいた自治体の取組みを参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○2番（井藤はづき君） 公共交通ですので、既に補助金等投じられていることもありますし、そこら辺も踏まえた上で前向きな検討をお願いします。

そして、（2）にいきますが、公共交通を通したまちづくりについて、具体的にどのように公共交通を通して、将来像であるみんながわくわくする御船町を実現されますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 地域公共交通計画についてですが、大きく3つの目標を立てて、7つの事業を軸に、みんながわくわくする御船町を支える地域公共交通の実現に向けて取り組んでまいります。

3つの目標とは、1つ目に町の魅力アップを支える地域公共交通の実現、2つ目に誰もが安心して利用できる地域公共交通の実現、3つ目に未来につなぐ地域公共交通の実現ということで掲げております。これらの目標に向かって、例えば交通結節拠点の整備による地域公共交通ネットワークの強化、それから町内中心部での周遊バスの導入の検討、それから町内路線の再編、このようなものを各種事業に取り組んでまいりたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 交通結節拠点の整備とありましたけれども、具体的にどこら辺にという計画はありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 今計画段階でありまして、交通結節拠点の整備をやりたいということだけ今決めておりまして、具体的な場所はまだ決めておりませんが、いろんな今から住民の方々との意見交換やら、この地域公共交通活性化協議会、そういったところでの御意見を伺いながら決めていくものですが、例えば御船町役場の周辺とか、そういったところもひとつ候補としてはあると思います。

○2番（井藤はづき君） その地域公共交通計画の中では、山間部にも何か考えられているの

かなというのが見受けられたんですけど、そちらはいかがでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 山間部のほうにもこういった拠点というのも必要だと認識しておりますので、今後、この辺はしっかりと検討していきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） では、今年度及び来年度に実施される事業は何かありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 主に実施する事業としまして、交通結節拠点の整備による地域公共交通ネットワークの強化、それから町内路船の再編、それからバスの乗り方教室、こういったものを今年度及び来年度については、年に事業として行ってまいります。

○2番（井藤はづき君） 3つほどの事業を教えてくださいましたが、それぞれいつからどのように進めていかれるのか、予定を教えてください。また説明会などあるのであれば、そちらも併せてお願いします。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

まず、交通結節拠点の整備による地域公共交通ネットワークの強化については、役場周辺への交通結節拠点の整備に向け、今月から本格的に検討を進めております。今後の進め方としまして、今年12月までに、交通事業者ヒアリング調査を行い、地域公共交通作業部会を9月と12月に開催します。また、地区別懇談会を10月と来年1月に行うとともに、地域公共交通活性化協議会を12月と3月に開催しまして、意見徴取を行いながら作成を進めます。

それから、町内路船の再編についても、御船町の地域特性を踏まえた地域公共交通網の整備に向け、交通結節拠点と同時並行して検討をしていきます。

それから、バスの乗り方教室については、既に先月からバスの乗り方教室に伴う交通事業者ヒアリング調査を実施しております。ヒアリング結果を踏まえ、現在企画書を作成中であります。バスの乗り方教室の開催時期としては、今年11月中を考えております。

○2番（井藤はづき君） 住民さんたちに関係してくるかなというところは、まず交通結節拠点、ハブですね、の整備における地区別懇談会が10月と1月にあるということと、バスの乗り方教室が11月中にということでしたけれども、この地区別懇談会というのは、10月、1月、2回に、2周回られるのか、それとも御船町全体を半分ずつ行われるのか、こういった形になるのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 10月と1月に2回開催しますが、これは内容が違うというふうに考えております。

○2番（井藤はづき君） では、別々の内容について全ての地区に2回行かれるということで
すね。はい。それと、バスの乗り方教室についてですが、これは対象者はこういった方を
対象に行われますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 特に、このイベントに参加される呼びかけを、ずっとどのタ
ーゲットかに絞るということではなくて、どなたでも参加、体験していただくようなイベ
ントにしたいと思います。なかなかこのイベントだけでは、参加人数もあまり見込めませ
んの、何かいろいろなほかの事業と一緒に抱き合わせてやっていくような、いろいろ今
考えているところでございます。

○2番（井藤はづき君） イベントと抱き合わせて、広く町民の方にといいところだと思いま
すが、何か機会を設けて、例えば免許返納を考えられている高齢者の方々が集まるイベン
トとかと一緒にするとか、あと例えば中学校とか高校に呼びかけて、中学生、高校生を対
象に教室をするとか。そういうやり方も、今後、回を重ねていくうちにやっていかれると
いいのかなと思いましたので、これは御提案までということです。

ところでですが、交通事業に係る収入の改善の工夫について、実施している、または
検討している施策はありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

現在実施しています具体的な施策はありませんけれども、町内の観光商業施設と連携
した公共交通のセット券やバスチケットの配布、それからコミュニティバスやタクシー等
でのお買い物券がもらえるポイントカードの導入、こういったものを検討したいなと思っ
ております。

○2番（井藤はづき君） やはり収入という部分を増やしていくという工夫も必要かなと思
いますし、町のお金を投資して、公共交通を維持促進していくという取組みも必要かなとは
思うんですが、できるだけ交通事業者だったり、民間の沿線の企業だったり、そういった
ところ中で自転していけるような仕組みを、できるだけそういう割合を増やしていくとい
う工夫も必要かなと考えています。

ほかの自治体の取組みとしまして、京都市の醍醐コミュニティバスでは、沿線企業か
ら協賛金を集めて、公共交通が活性化すると沿線の企業も活性化というか、利用促進され
ますので、そういったところを御理解いただいて協賛金を集めるとか、また、和歌山県那
智勝浦町ではふるさと納税の返礼品として親孝行バス乗車券というのがありまして、地元

を離れてしまった息子さん、娘さんたちが、地元の高齢になられたお父さん、お母さんのために、回数券をふるさと納税として買って使っていただくとか、ほかにもコロナ交付金があったときには、プレミアム付乗車券というものを発行しているところもありました。そのような事例がたくさんありますので、ぜひ参考にさせていただきながら、公共交通の維持促進に取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

今、先進的な事例を御紹介いただきましてありがとうございました。とても貴重なヒントをいただいたと思っております。ぜひ、今後の事業推進の参考にさせていただきます。

○2番（井藤はづき君） では最後になりますけれども、町長にお伺いします。公共交通が使いやすくなり、町民が活発に公共交通を利用するようになった御船町では、子ども、大人、高齢者、観光客といった、それぞれの町民がどのような暮らしをしているか、そのどういうビジョンを描いておられるのか、町長の考えを教えてください。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

楽しくお出かけでき、毎日わくわくするような町になればと思っております。わくわくプロジェクトの中に免許証返納ということを入れさせていただきました。議会でも質問がありましたけれども、何で免許返納がわくわくするのだということです。この免許証を返納すること自体をわくわくということではなく、免許証を返納することに至るまでの間、地域の方、また家族間で、どうわくわく感を持って返納できるような仕組みを作るのか。また返納された後に、私たち、また地域の方々がどうやってその方を支えるか。恐らくそういう一つ一つがわくわくあるのではないかと。わくわく感が出てくるのではないかと。だからこそ、前向きに地域が検討していくことになっていくというふうに思います。

この間来られましたが、「免許証を返納した後に、息子との会話の時間が長くなった。息子が家に帰ってくれるようになった。だから、免許証返納が苦ではなく、私にとってはいい方向に進んでいます」というお話を地域でお伺いいたしました。

まさしく、恐らくこの地域交通の問題を解決することによって、またそれに至るまでを話すことによって、また地域の方が、わくわくし感が増えてくれば、それにのって私たちもわくわくするような気持ちで支えてまいりたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 公共交通の話は、本当に山間部では特にだと思えるんですけれども、住民さんたちの中では本当に死活問題だとおっしゃるんですね。でも、ほかの移住定住

とかも大事だけれども、私たちにとってはもう足、日頃の移動がどうなるかというところが一番心配なのだという声はよく聞きます。

先ほどのマイナンバーカードの件についてもそうなんですけれども、普及をすることとか、公共交通を利用してもらうことが目的ではなくて、それは手段なんですよね。その先にどういったまちづくりをしたいかなというところを町内にでも、意思疎通というか共通認識を持っていただいて、いろいろな取組みに励んでいただければと考えています。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君）　ここで2時まで休憩します。2時10分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分　休　憩

午後2時10分　再　開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（増田安至君）　6番、増田です。ただ今より一般質問を行います。

コストコなど企業誘致活動並びにごみ処理施設等の説明会など大忙しの町長、気持ちの落ち着く暇もないくらいお忙しいことだと思っております。今度T S M Cのほうも出張なさるそうで、本当にお疲れさまです。

ところで、令和2年度から9年度にかけて策定された第6期御船町総合計画も3年ごとの実施計画のローリング方式に積み重ねを伴い、アウトカムである施策の成果が令和4年度になることだと思います。そして、来年4月に新しい議員も誕生し、さらなる発展的な町政のスタートにも期待をしているところです。

そもそも総合計画は、平成23年5月の法律改正に伴い、基本構想の策定は法的義務がなくなりました。しかし、平成23年10月に、町政の総合的かつ計画的な運営を図ることを目的に、条例として制定されたということです。平成28年には熊本地震を経験し、令和2年度から令和5年度を復興期と位置づけ、町政を運営されてきたと思っております。町の総合計画は実現性、実行性のある事業を可能な限り選択し、数値目標を定めて、進捗状況を管理していくとしています。しかし、この3年間、コロナ感染症の影響が多々ある中、綱紀粛正を迫られたことは、計画の進歩が著しく妨げられたのではないかと心配しています。

そこで今回、質問は数値目標が達成されたか否かではなく、目標達成のためにどのような努力をされ、どのような過程をたどってきたのか、基本目標4、人が集う御船町、目標1、住みたい御船町の2つの視点から質問を行っていききたいと思います。

再質問については、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の第6期御船町総合計画（基本計画）の取組み状況について、お答えをいたします。

総合計画はまちづくりの土台となる総合的な指針であり、長期的な展望のもと、行財政運営を計画的かつ効率的に進めていくための方向性を示す重要な計画であります。また、町が策定する全ての行政計画の指針となる町の最上位計画でもあります。御船町において、令和元年12月に第6期御船町総合計画を策定し、将来像で示す、「みんながわくわくする御船町」を実現するために4つの基本目標を定め、望ましい将来のまちづくりを進めています。

これまで総合計画に掲げた様々な施策として、御船インターチェンジ周辺への企業誘致をはじめ、子育て世帯に対する子ども医療費の拡充や、小学校1年生からの英語学習、また自主財源の確保を図るためにふるさと納税などに取り組んでまいりました。今後、本計画に位置づけた施策を着実に推進できるように、令和4年度からは各種政策の検証を行い、令和6年度からの後期基本計画に反映していきたいと考えております。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） そういうことで、最上位計画の総合計画に沿って、それぞれ熊本市、熊本県、作っていらっしゃる、それぞれのホームページにいろいろその計画の内容についてもありました。

御船町は先ほど町長が言われたように、わくわくする御船町をベースとして、先ほどの答弁にもあったんですけど、僕も少しずつわくわくしてきましたけど、人が集う御船町というのを基本目標の4に上げています。年間の観光客がわくわくしながらも、この2年、3年ちょっと落ちてきたのかなと思うんですけども、観光客がやはり中国系に頼るのがかなり大きかったと思うんですけど、町内外、あるいは過去5年間の推移として、観光客の推移はどうなってきたのでしょうか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

国土交通省の観光入込客統計調査というのがありまして、過去5年間の推移といたし

ましては、平成29年が26万7,753人、平成30年が31万3,015人、令和元年が25万8,444人、令和2年が9万8,346人、令和3年は17万2,994人で推移しております。令和4年は1月から6月までで12万1,709人が御船町を訪れています。

この統計調査は町内・町外という区分がありませんので、お答えができない状況です。

○6番（増田安至君） ということは、令和4年の1月から6月までで12万人なので、大分復活はしてきたという理解でいいということで。本当に閑散とした八代港とか、すごい数が激減したところもありますので、地道にコストコ効果といいましょうか、少しずつ伸びているなと思って安心しました。こんな中、観光客に限らず、人がとにかく、対流人口って入ってくるというのがとても大事な事かなと思うので安心したところなんですけれども。今後、今9月だから、残りが4カ月で、あとちょっと増えれば、令和3年度を超えるのかなというところなんですけど。

そのような中、コロナで落ち込んだ分のここ数年と、今後というか、来年、いよいよマスクをはめたままである程度自由にできるよという行動規制がなくなってくるのかなと思うんですけど。そういう中での増加策、何らかの執行部で検討されていることは何かありますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

令和4年度より、人流モニタリング調査というものを行っております。そのデータをもとに人流の傾向を分析しまして、令和5年度に向けて増加策を検討していきたいとしています。

○6番（増田安至君） いつできて、いつということは確約はしませんけれども、ぜひ議会にはまた報告をお願いしたいなと思います。人流の動向を解析して増加策ができれば、我々も協力できるところは一生懸命協力して人を増やしたいなと思うからです。お願いしておきます。

御船には、そういう何か人を増やすために、ここ新聞にも、今月の『くまもと経済』にも載っていましたが、インターチェンジが3つあるので、それを活用した方法なりを、利用法の提案というのはあるかということと、熊本県の、これは熊本市ですか、熊本県広域道路ネットワーク計画というのが出ていまして、広域道路ネットワーク計画が最近出ていますよね。熊本市の圏域を中心とした、周辺地域のまちづくりについて詳しく出ていました。それは『くまもと経済』でも紹介されていましたが。

まず3つの御船インターチェンジ、小池高山そして上野吉無田、この3つそれぞれ聞いていきますけど、まず御船インターチェンジ、コストコ周辺の開発の予定、目で見える範囲以外に何かいろいろできてきたら、あると思うんで、その辺をお願いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

令和3年4月1日にコストコホールセール熊本御船倉庫店が開業をして以来、御船インター周辺、COLAS MIFUNEには企業が立地しております。令和3年7月には小野建株式会社熊本支店、令和4年5月には日野出株式会社熊本店が開業しました。現在は、ネットヨタ自動車販売業が建設中であります。創業開始に向けて準備が進められているところです。

また、集合住宅の開発が進められております。賃貸マンション96戸が建設工事中です。小坂小学校の向かい側に、仮設住宅の跡地には個別住宅の開発51区画が造成工事中です。COLAS MIFUNE周辺は、総合計画及び都市計画マスタープランにおきまして、産業新興エリアに位置づけられている一方、現状が農用地区であり、開発が抑制されている地域となります。現時点では具体的な計画はありませんが、地理的優位性は十分な潜在能力があり、企業誘致により雇用、税収、定住促進などの波及効果が見込まれる地域となります。既存産業の農業と共生できるよう検討を進めながら、効率的な土地利用を図っていきたいと考えています。

○6番（増田安至君） 次は、3つあるうちの小池高山インターチェンジ、工業施設などの誘致も含めて、少しだけ今見えているところもありますけど、道路新設以外に計画とかは次はありますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

小池高山インターチェンジ周辺には運輸業であります熊本交通運輸株式会社が造成工事を進めているところです。また、屋根材や壁に使用される非鉄筋属の製造加工業である株式会社ヒラシマが立地意向を表明されておりまして、現在は用地交渉、事業計画等を作成準備中となっております。

また、道路整備につきましては、町道小敷田西往還線の道路改良工事が進められておりまして、見通しの悪い箇所の改善や大型車両の通行、インターチェンジ間のアクセスの向上などが図られているところです。

○6番（増田安至君） 本当に珍しいんですけれども、3つもインターチェンジのある小さな

町ってめったにないので、これをフルに生かしてほしいなど。たまたま熊本県のホームページですけど、「すべての道はくまもとに通じる」と、もちろん町長は御存じで、この計画のとおり進んでいかれていると思うんですけど、全ての道は熊本に通じて、そして御船に落とすという流れにしてほしいなと思って読んでいましたけど。

続いて、3つ目が上野吉無田インターチェンジでは、ごみ処理施設の誘致は着々と、アセスメントも今進んでいますけど、それ以外で、提案型の誘導なり計画なりはございますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

現時点では具体的な計画はありませんけれども、中山間地域へ誘致を促進させる取り組みといたしまして、企業が立地するための優遇策を、今議会へ提案しているところです。企業立地促進補助金の交付要件を緩和させることによりまして、都市計画区域外も含め、企業の立地促進を期待しているところです。

○6番（増田安至君） この企業立地促進補助金は、実に時をタイムリーによかったなと思うんですけど、熊本市内の銀行も「御船町はまだよか話はなかるか」といっぱい言われるぐらいいろいろ興味を持って、いろんな企業が触手を伸ばされているということです、非常に時を得た補助金の交付だなと思っています。少し規制を緩めたところに、また入ってくる企業が増えてくれればいいのかと思っています。

そのような中、いつも利用して、コストコに来たついでにいらっしゃっているのだろうと思われる他県ナンバーの、恐竜博物館を利用されているお客さんたちがいらっしゃるのも事実で、時々道に迷ったりされていますけど、そういう恐竜博物館の現状と展望についてということで、コストコにいらっしゃるお客さんをつなげる工夫というのを、前に鶴野課長が商工観光課にいらっしゃるときもいろいろ提案をしていくという話だったんですけど、何か工夫とかは今されていますか。社会教育課のほうで、いかがでしょう。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

まず現状ですが、令和2年、令和3年度は新型コロナウイルス感染症により博物館の休館または入館の規制をしていたことが影響し、例年の半数、大体6～7万人の来館者でした。今年は、コロナ禍ではありますが、通常の開館を行うことができ、令和元年以前の賑わいを見せているところであります。また、コストコのオープン以降、コストコに来られた方に、買物された後に、また買物される前に博物館に来館される方も多く見受けられ

ています。これは博物館に入館時に、コストコの年間会員証を提示していただくことで、入館料を割引きするサービスを行っております。

今後、県外から来られる方もさらに増加するのではないかと予測をしております。

○6番（増田安至君） 恐竜博物館、コストコと直でつなぐのもちょっとわざとらしいですけど、最近CMで、恐竜展は熊本市のもあるし、長崎の話もちょっと言うし、御所浦でも言うしで、結構恐竜にかみついてきていますもんね、みんなが。なのでぜひコストコがPRをあんまりしてくれないなら、どうにかアピールをしてまたやっていけるといいなと。後のほうの質問でまた言いますが、そういうのにぜひつなげて、PR合戦になっていくのかなとは思いますが。割引サービスも引き続き行ってほしいなと思います。

そういったところで、コストコ客に直接何かPR活動というのは何かされているのかな、あるいは、現状はどうでしょうか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

コストコの店舗の掲示板において、先ほどの入館料の割引サービスの掲示をPRしているところであります。また、博物館のホームページ等でもコストコの会員証の提示の割引のサービスを行っている旨を提示して情報発信にも力を入れているところでもあります。

○6番（増田安至君） 携帯って妙なもので、現在地をお知らせする機能があつて、それ自身、例えばコストコ周辺に近づいたら、スポットCMが入るじゃないですか。結構ああいうのもちょっと使う必要があるのかなと思いますので、提案です。僕が今役場におったら、役場のスポットになっているんですね。そういうのも1つの手かなと思って、PRをぜひぜひ、恐竜がポンと自分のこれに入ったらポケモンでしばらくみんな湧いたようにですね、そういうCMの仕方もあるのかなと思います。

今度は、恐竜で出てきたのは、「発掘の現場は吉無田だけかい」という、これは住民の方からの提案でして、たまたまですけど、私が滝尾のほうで山に入っていましたら、山鹿の方が、「今天君ダムの方に行った」と、「そこに説明書きが、滝尾のほうで出たと書いてある」って、そういう知らせで全然見も知らない人が、上梅木の川で石を拾いながら化石を探していたと。そういうのもありましたので、みんな興味のある人は来ていると思うんですね。たまたま僕に聞きもしないのに、電話番号と連絡先と名前まで置いて、「ぜひ呼んでください」なんて、とても興味がありますという方がいらっしゃいました。

そういう場合に、現場は今のところ自分が知る範囲では、吉無田とかにあるんですけ

ど、何か町民をその他、巻き込むような施策みたいなのは何か、社会教育課の方は、考えられていらっしゃいますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

発掘の現場というのは、確かに吉無田の発掘広場になりますので、ジオスクール等で見学等は、主に発掘広場のほうに御案内しているところであります。ほかにも地層であったり、そういうのを見るところも案内はしているところありますが、発掘現場に関しましては、私有地の立入り等の問題がありますので、各所の見学に当たっては、今後研究して、いろんなところを回れる、案内できるように検討はしたいと考えています。

○6番（増田安至君） ジオスクールなども開催されて、いろいろ誘ったりとか、そういうことで少しずつ広げている努力をやっているということだと思います。町内の散策で、ぜひこれをやってほしいというのがあったのが、町全域が結局対象の層じゃないかと。その層に対して、町民全体の協力を募る、さっきの職業安定何とかにかかると町では案内できませんですね。なかなか難しいんですけど。こういった場合は、化石発掘調査をしたりとか、町民全部で協力してくれなんて言うと、うちの山なんて、水越に行く道沿いにありますので、どうぞって、見れるぐらいの山もあるんですね。そういったところで、点と点を結ぶ努力をやってみたらいかがかというのを、熊本県の広域道路ネットワークの地図を見ながら考えてはおります。なので、山の利活用を促進する何か仕掛けみたいなのも、ぜひ社会教育課でも検討して投げかけてほしいなという思いです。

そんな中、では人が少しずつ入ってくる。御船町をみんなが回遊する。そしたら当然、ここに住みたいなって、さっき町長が言われた、わくわくする御船町でと、定住促進ということとつながっていくと思うんですけど。定住促進に向けた取組み、このままじゃいかんよって、約1,000件ぐらいあるんですかね、空き家が。登録されたのが100件ぐらいと聞いてますけど、その辺の方向性、企画財政課でどういう取組みをこれまで、そしてこれからされていくのかお知らせいただきたいと思います。

○企画財政課長（本田隆裕君） 定住促進に関しましては、移住コーディネーターや定住支援員の任用、空き家バンク制度、空き屋改修補助制度、空き家活用支援補助金制度、それからおためし移住ハウスなど、様々な取組みを行っております。

なお、空き家バンクに関しましての移住者数なんですけれども、令和2年度におきましては5世帯、町内2世帯と町外3世帯、令和3年度におきましては7世帯、町内2世帯、

町外5世帯です。令和4年度におきましては、現在までで3世帯です。町内1世帯、町外2世帯となっております。今後も住みよい御船町として、広く情報発信をしまして、移住定住を進めてまいります。

○6番（増田安至君） 地道に少しずつ増えてきているなということで安心しました。以前、森林関係の方も、という質問を、もう大分前だったですけど、移住定住のためにわざと田舎で暮らしたいという人もいらっしゃいますという答弁をいただいているところですけど、令和2年度に5件、3年度で7件、そして現在でも3世帯来ているということで安心しました。

そういったところで、登録は、先ほど言ったように1,000件くらいあるのに、まだ100件くらいしか登録できてないと。そういう現状も踏まえて、登録住宅の希望内容として、空き家バンクというのは実際機能しているのだろうかと思うところもありまして、その辺はどうでしょうか。希望の内容とか、登録住宅のですね。何か今までにありましたか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

平成30年度から空き家バンク制度を運用しておりまして、これまでに26件の申請登録がなされまして、17件の契約が成立しております。引き続き登録件数を伸ばすために、所有者に対しましては空き家活用支援補助金、それから利用者に対しましては空き屋改修補助金、こういったものの支援を行いながら進めてまいります。

○6番（増田安至君） 利用者については、改修補助金などを使ってという、補助金の提案で幾つか挙がっていますので、ぜひ有効に活用しながらやっていただきたいと思います。

この前七滝に促進協議会とあって、そちらの方たちとあおぞら会議の希望が出まして、その方たちから、今言われた利用者なり所有者なりに補助金の話も出ました。ある町は、どこはと、いろいろ出たんですけど、それを申し込む専門の部署があったらもっと話し合いのにと、御船町はと言われたんですけど、そして、その専門の部署を作っても、様々な仕掛けをやっていきたいという話だったんですけど、その辺の検討というのはされましたか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

役場の中に専門の部署を作ってほしいという御意見だったと思いますが。現在、地域振興費の予算を持っております企画財政課が中心に事業を行っておりますが、中山間地域活性化策については、その分野分野において各担当課できめ細かに対応する必要があると

認識をしております。現在、専門部署はありませんが、まずは各課で連携して、庁内を横断的に課題解決に向けて努めてまいります。

○6番（増田安至君） 興味を持ってお話をなさるときには、企画財政課にまずは相談してみてくださいという案内でいいということですね。はい、ぜひいろいろな部署に、建設課にも来られたりいろいろしているみたいなので、またお会いしたときにそういう御案内ができればと思っています。

移住者を増やすため支援制度を充実させて、幾つか補助金もあると今伺ったんですけど、新設の住宅とか宅地の造成なんかもやってみたらなどという話も、そのあおぞら会議のときに出ました。益城では100万円の補助があって、この5年間で小学校の生徒も増えたんだぞっていうことだったんですけど、その他の戦略的に住民、利用者の目線で何かまた施策なり何か検討していることは、企画財政課はありますか。プラスアルファです。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

今、他の自治体でいろいろな補助金があるがということでしたけれども、移住者増加のための支援制度については、各自治体で独自の施策を展開しております。どこかエリアを限定した上で、新築とか造成に補助をするということは有効なことだとは思いますが、まずは御船町の現在の取組みを継続しまして、定着を図っていきたいと思っています。

○6番（増田安至君） 地道に頑張っていながらですね。何か先月だったんですけど、熊日の新聞会館で、地域のあり方みたいな勉強会があったんですけど、そちらでも、もう人口は増えるとは思うなど、要するに減らなくて、もう本当ぎりぎりセーフで、それより魅力のある地域で、皆さんの満足が買えたら、それでいいんじゃないかなんていう話も実際あったくらいでしたので、あんまり増やせ増やせというのもなかなか無責任には言えないなと思っています。

そのような中で、七滝の定住住宅促進協議会というのが立ち上げられたということで、これ自体は任意の団体になるんですかね。その辺からの報告は、何か役場とかに上がっていますかということと、その何か計画なりを出される予定とかはありますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

今おっしゃいました協議会の件ですが、正式には御船町中山間地域定住促進協議会のことだと思います。この協議会は、昨年10月に地域の有志の方々が設立をされております。

す。町の協議会ではありませんので、成果ということについてはお答えができませんが、約20人の方々が町執行部や議会との意見交換会などを開かれておられます。また、今年中には地域の要望等を取りまとめて、町へ提言書を提出されると聞いております。

○6番（増田安至君） ぜひまた要望が上がったら、我々議会のほうともまた連絡いただいて、少しでも協力していけたらいいなと思います。昼間の滞留人口を増やしてくれという話だったんですけど、そのメンバーの方の1人から出たのが道の駅がどうも欲しいと。昼間に買物をする場所もないということも伺いました。吉無田の周辺のインターチェンジから山都町に向けて買物をする場所がないという話もあったんですけど、その辺は何か建設課で話は受けられていますか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

先ほど御意見いただいた方から直接建設課にも御相談されたところです。昼間の滞留人口の増加ということにつきましては、これまでも吉無田高原の宿泊施設の整備や化石発掘体験の産業化など、町としても政策に取り組んできたというところでございます。

当課におきましても、こうした観光振興事業や、先ほどからあります定住促進事業といった政策効果をさらに高めるために、アクセス道路となる町道の津ヶ峰浅の藪線や上田代線の道路整備を計画しているところです。

御意見をいただきました道の駅の整備につきましては、現時点では具体的な計画はありませんが、総合計画におきましても、吉無田高原などの認知度向上とアクセス性を生かした観光客の受け皿となる観光拠点整備の充実を図ることとしておりまして、目的地として選ばれるための魅力向上は重要な要素だと認識をしているところです。

施設整備につきましては、情報発信機能であったり地域振興の機能であったり、様々な観点から検討が必要となりますので、当課のみならず、庁内横断的な議論が必要であると考えております。

○6番（増田安至君） なかなかいきなり道の駅に飛んじやったら、大変計画が大きくなりすぎて大変なんですけど。まずはその恐竜広場というか、そこからでも徐々にスタートしていけばいいなという希望的な観測は持ちながらおります。そのような中、実際そのみんなの広場にブルック像が置いてあるんですけど、その効果と、どうしても平成音楽大学というのが頭から離れないんですけど、音楽の融合についてということで情報発信をしていけたらいいなと常々思っています。この辺は商工観光課で、どういう情報発信につい

て考えられていますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

先ほど言われましたブルック像につきましては、本当に効果がありまして、ブルック像と一緒に写真を撮っている人が多くいると報告を受けているところです。また、ふれあい広場内にあるディノベースでいろいろな情報も発信していますし、今年3月にはふれあい広場で音楽フェスも開催されました。今年度は、田上成美さんに御船PRシンガーを委嘱しまして、YouTubeを通じて、御船町の情報を積極的に発信いただけています。

○6番（増田安至君） これも今度の、明後日以降の議会の中で出てくる名前ですね。田上さんという、契約をしてということで、ユーチューバーらしいので、どんどん発信して、つながっていったらいいなと思います。

ブルック像を利用した観光協会は何か取組みというのはされているのですか。何か報告は上がっていますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

観光協会の取組みはどうかということですが、現在熊本県が実施しております熊本復興プロジェクトと連携しまして、ふれあい広場にしか置いてないブルックカード、それからフィギュアなどの販売を観光協会が実施しております。また、観光協会ではブルック関連のお土産商品等の開発の検討をしていると聞いております。

○6番（増田安至君） 県内10カ所だったですかね、ブルック像とか何々像が、これもぜひ御船町に限らずいろいろとつながっていけば、とにかく、このルフィ騒動は、今PR、CMがすごい盛んで、えらい大人気らしいですね。なので、海外でも受けているので、ぜひこの波に乗れるように、商工観光課からも観光協会に利益を出すようにしっかり働きされとってください。

ということで、観光交流広場に、先ほど言った平成音楽大学とのコラボというか、僕はストリートピアノとか、ああいうのがとても興味があるところなんですけど、その辺の何か提案とか計画はございますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

今年度、10月9日から11月20日までの約1カ月半に及びまして「復興音楽祭」と題しまして、各種イベントを計画しているところです。その中で、平成音楽大学には企画の段階から会議に入っていただきまして連携を行っているところです。

○6番（増田安至君） これには、歌の予選とかもたしか入っていましたかね、は入ってなかったですね。ぜひ、平成音大との企画を進めていって、巻き込んで、小・中・高・大とある御船町は珍しい町ですので、ぜひ巻き込んでいってほしいなと思います。キーワードとしては、人が集まる、人を集める御船町ということで、口コミ以外にでもいろんな情報発信というのもされていることだと思います。

商工観光課ではいろいろ仕掛けを、今から先もやっていかれると思うんですけど、その辺の意気込みを最後にお願いします。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えします。

平成29年度に御船町観光情報サイトというホームページを作成しまして、町内の観光それからイベントの情報を発信しています。また、これまでFacebookやInstagramなどのSNSの情報発信を複数の課で行ってききましたけれども、令和4年度から商工観光課で一括してグリップすることとなりましたので、統一感のある情報発信を考えているところです。

その一環としまして、先ほども説明しましたがけれども、田上成美さんとPR業務を委託契約しまして、情報発信の強化を図っているところです。

○6番（増田安至君） ぜひ、滞留人口を増やすためにあの手この手を使ってやってください。

こういうことを受けて、実際に御船町に住み続けたいなと思ってくれるような、2番目の質問の、基本目標1、住み続けたい御船町の現状と課題についてということで、これも滝尾の住民の方からいただいた質問なんですけれども、せっかく明るい話題だったんですけど、墓地埋葬法というのがあるんですけど、墓地埋葬法。今日午前中からお忙しい環境保全課のほうで、まずは鶴野課長から墓地埋葬法というものをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

墓地埋葬法とはというお伺いですがけれども、昭和23年に施行されました墓地、納骨堂、火葬場などの管理運用に関する法律でございまして、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生そのほか公共福祉の見地から、支障なく行われることを目的とされております。

○6番（増田安至君） 何でいきなり飛んだかといいますと、実際住み続けたい町に移住定住促進で入ってみたいと思われた方々が、仏壇があることが1つのハードルです。古い家に

仏壇があるのが1つ。そして、最近見受けられるのは、通りがかりで、自分の敷地にお墓を移設埋葬している、移している人があまりにも多いのを見かけまして、そういったことをひとつ聞いてくれよという質問が上がっていますので、順番に聞いていこうと思います。

各地域、82の自治区の中で、墓地管理について質問を行っていこうかなと思っています。改葬及びお墓の引っ越しの手続の際に必要な申請許可というのはありますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

まず、埋蔵もしくは収蔵した遺骨をほかのお墓または納骨堂に移すことを改葬といいます。改葬を行う場合については、申請書に死亡者の本籍、住所、氏名及び性別、改葬の理由や場所などを記載の上、遺骨等があります市町村長に提出し、許可を受けなければなりません。

○6番（増田安至君） ということで、御船町のホームページにもこういう改葬許可書、藤木町長あてにちゃんと出すようになっています。ということは、町村長の許可があつて初めて移せるということなんですけれども、そのお墓の移設なり何なりがきちんとスムーズにいかんと、移住定住促進をいくら図っても、何々家のお墓があるというたら、なかなかハードルが高いのかなと思ひまして質問します。

実際、新しいお墓に移転することは許可なしではできないということを今課長から言われたと思います。その改葬なりの許可申請書を発行していただいて、あるいはダウンロードして申請するわけですけれども、これは環境保全課に出せばいいということですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、改葬の許可申請につきましては、環境保全課、環境衛生係の窓口にて御提出いただくか、もしくは郵送をして受付をしているところです。また、議員からも御案内がありましたように、申請書は御船町のホームページでも取得ができるということになっております。

○6番（増田安至君） では、これまでに町に申請が上がってきた事例とかはありますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 御船町への改葬許可申請につきましては、直近3年間で申し上げますと、令和元年度が10件、令和2年度が11件、令和3年度は15件となっております。

○6番（増田安至君） 申請がもしなかった場合に、指導や罰則などがありますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、改葬を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければなりません。また、墓地の管理者や納骨堂の管理者は、改葬許可証を受理した後でなければ遺骨の埋蔵、収蔵はしてはならないとなっております。違反した場合につきましては、墓地埋葬等に関する法律によりまして、罰則としまして1,000円以下の罰金、または拘留もしくは科料が課されます。

○6番（増田安至君） 金額が少なすぎですね。これだったら、実際ほかのところに移したりとかがあるのかなと思うくらいの感じです。この質問に関しては、どうやら墓地の種類も3種類ほどあって、その3種類の中で、管理する経営の主体が違って、そしてその管理をずっとしていく人もそれぞれに違ってなんていう話のもと、実際自分たちが住んでいる周辺にも墓地が実際あって、無縁仏だったり墓石がこの前の地震で倒れたままだったり、いっぱいしているんですね。その後を管理者がどう対応していいのかわからないということがありまして、もう周辺境界の田んぼに崩れ落ちていっているというのが現状であります。

そういうところで、ぜひ管理者になれとは言いませんので、御船町でもその管理の一端を担いながらというか、各人々によって宗教も違うし、門徒も違いますので、何もかも一緒にということではないんですけれども、行政の視点から言えば、各自治区で管理されているお墓はいっぱいあるんですよ。そこが野放しになっとったら今からどんどん荒れます。もう実際荒れているところも何カ所もありますので、その辺をどうにかしてほしいなと思っていますので、最後に鶴野課長から、墓地に関してコメントをお願いします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、共同墓地につきましては、地域によってはコミュニティーの希薄化、高齢化や人口減少などから、今後の管理運営に対して問題が生じるものがあるということは存じ上げております。しかしながら、あくまでも個人所有の集まりである共同墓地を町が管理していくということは厳しいものがあります。

今回、議員から一般質問がありましたので、ほかの自治体の状況を調べてみましたら、同じように、墓地に関する問題はほかの自治体でも抱えているという状況にありました。今後、自治体によっては共同墓地等の整備、荒廃した墓地の整備などへの補助金も創設してある事例もありましたので、町としましても住民ニーズというものは当然伺いながら、検討してまいりたいと考えています。

○6番（増田安至君） 町での管理を希望してほしいというのが、各地区地区の地区の中に、

例えば自分のところですけど、もう熊本市からお墓を建てていらっしゃるところがあるという話も伺ったぐらいです。なので、要はもう管理者が管理者でなくなって、なかなかうまくいかないというのも現実であるらしいので、そういった相談を前々区長さんからも受けたりしましたので、誘導的にというか、そういう罰則規定も含めて、改葬許可証というのを取って、町とちょっと相談すれば、少しは変わるのではないかという話も、遠くは移住定住促進につながっていくのかなという気もします。やはり御先祖のお墓があったり、いろいろあったらなかなか困るよというのが今の若者かなとも思いますので、その辺は十分注意されて、促進していったらいいなと思います。

墓地行政は都道府県単位でなっています。行政権限が強くなった分、コロナのときと同様首長の判断というのが非常に大切になってきますので、首長のほうでも町の管理として、石の種類は石碑から墓石から記念碑、看板碑、モニュメント、御影石、慰霊碑などなど、何十種類とあります。例えば滝尾小学校ですけど、記念碑、戦没者の慰霊碑等もあります。あれを管理していた方がもう今は亡くなって、いらっしゃいません。その会計はどうするかという問題も次々に出てきていますので、そういったところも含めて、少しでも許可証が出せるところは行政も関与していったらいいなと思いますので、何か相談を受けたらまたそちらのほうを御案内しますので、お願いします。

そういったところで、住み続けたい御船町の発展と充実というのを祈っています。高齢化はもちろん止まりません。少子化も止まりません。ただ、持続可能な地域の形を考えていく上で、3つの原則が必要だと考えています。1つは活動の礎となる思想、理念はしっかりしたものを持つこと。2つ目、手段と持ち場を充実させ、地域にできることの可視化をすること。それはとても重要だと思います。3つ目、持続可能な地域運営のためにも、人材、資金、地域への感謝というのを忘れずに、それぞれがそれぞれを大事にしていくというのを原則忘れないようにして、タベNHKで外国人が日本にとっても興味を持つとってと言って、アメリカ人が今、鴨居とかいろいろある古い家に興味を持って、日本に移住したいとかいう人たちも増えてきてるなんていう特集もあったぐらいです。地域への感謝とか、日本人たるゆえんを十分発揮して、御船町に、それに合う人たちにまた来てもらって、一緒に生活していければいいのかなと思います。

そして、御船町全体の情勢を図っていったら、今後も非常に難しい舵取りにはなると思っています。ぜひ、TSMCのアプローチがうまくいくことを願って、一致団結して、町の充

実に努めていきましょうね、皆さんというところで、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで3時15分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時06分 休 憩

午後3時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○8番（岩永宏介君） 議席番号8番、岩永宏介です。事前に通告していた、新しい地方公会計制度に係る財務書類の活用について、一般質問を行います。

人口減それと高齢化が日本の国力の推移に最大の原因であると、内田樹という思想家が最近の著作『撤退論』で指摘しています。人口減少と高齢化は自治体にとっては地方税の減収につながり、一方では社会保障関連経費等の増大をもたらし、現在も将来においても、自治体の財政運営に大きな影を落としています。既に、我が国の自治体の中には、財源不足に陥り、これまでのような住民サービスを提供し続けることができなくなったとして、財政非常事態宣言を発表した自治体があることを御存じでしょうか。

こういえば北海道の夕張市を思い起こす方もおられると思いますが、最近の自治体の財政危機は夕張市のように債務の返済ができなくなったことによる財政危機ではないということです。財政危機に陥った自治体に共通する点は、歳出を減らすことができないがために起きた財政危機であるということです。自治体の財政において問題になるのは、負債の大きさではなく、減らすことができない経費、固定的な経費の増大であると認識する必要があるように思います。

ここでは少子高齢化、人口減少の進展によって、どの自治体にも財政破綻の可能性があると警鐘を鳴らしておきたいと思います。財政危機に陥ることなく、本町が将来にわたって、つまりは持続可能な住民サービスを提供するためにはどのようにしたらよいのか。

地方自治法第2条は、非常に有名なんですが、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。このように効率化を要請しております。また同じく地方自治法の第2条ですが、組織及び運営の合理化に努めるとともに、その規模の適正化を図らねばならない。これはスリム化の要請であります。このようにうたっていますが、つまりは、経費の削減と身の丈に合った財政規模を求めているのだらうと理解しております。

町の財政をこのような観点から見ていくのに役立つ道具、ツールが新しい地方公会計制度だと思います。

以上の観点から、一般質問を行います。個別の質問については質問席から行います。よろしくお願いいたします。

○町長（藤木正幸君） 岩永議員の新地方公会計制度に係る財務書類の活用について、お答えをいたします。

新公会計制度については、現金主義での会計方式では、資産や負債の増減が見えづらい。施設の老朽化の状況がわからないというようなことから、平成18年度に法律が改正され、地方公共団体でも貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務4表を整備することが求められました。これまで団体間で相違のあった財務諸表のモデルを統一化し、団体間の比較等を容易に行えるようにしたもので、本町においては、平成28年度決算から総務省が示した統一的な基準により財務諸表を作成しております。

財務諸表の活用事例としては、公会計で作成した各施設の固定資産台帳の情報を活用して、公共施設の管理に係る個別施設ごとの長寿命化計画、個別施設計画を令和2年度末までに策定しました。今後は、財務諸表から、公共施設の老朽化比率を算定し、維持管理、修繕等に必要な費用をシミュレーションすることで、中長期的財政計画の策定にも活用していきます。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○8番（岩永宏介君） 最初の質問に入りますが、新たな、新公会計制度が導入され、各自治体で財務書類を作成するようになった経緯について、いきさつについてです。今町長から答弁があったわけですが、その答弁書の中に、こういうくだりがございました。「本町においては平成28年度決算から、総務省が示した統一基準により財務諸表を作成しております。」という部分であります。それに関連して質問をいたします。

お手元に令和元年度財務書類の公表という冊子があると思います。これはタブレットにも一般質問の資料として入れていただいておりますが、これは、令和元年度のもですが、確認しますが、これと同じようなものである、こういうことですね。これと同じようなもの、平成28年度財務書類の公表についてというのが、これが総務省が示した統一的な基準に基づいて、本町では作成されていると。さらには、国が指定した期限である平成

29年度のうちにそれを作成したということで、ということで確認してよろしいか、企画財政課長の答弁を求めます。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

平成28年度決算分から、国が示した統一的な基準で作成をしております。今、御質問のとおり平成29年度中に作成が終わっております。

○8番（岩永宏介君） その新地方公会計の作成期間については、平成27年1月23日、総務大臣通知で、統一的な基準による地方公会計の整備、促進についてという通知によって、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間とされていたので、その確認をいたしました。本町の場合は、国の要請をきちんと守る形で作成がなされているということは、高く評価したいと思います。

それから、統一的な基準という言葉が出てきましたが、これはそれ以前、先ほどの通知が出る前は、財務書類を自治体を作るに当たっての統一した基準がなかったということの意味だと思います。これは非常に経緯を調べてみると複雑なんです、国の研究会というのがあって、その公会計を作るに当たっての検討機関が研究会という形で発足してありましたけれども、これが2000年、平成12年、このときにその研究会ができているようです。だから、ここでは、今日のこの財務書類、手元にある財務書類というのが作られるまでは、これはやはり試行錯誤があって、20年近くかかったということを伝えておきたいと思います。それが統一基準の意味でもあるわけですね。

それでは、それを受けて、次の質問を行います。

平成28年度から作成している財務書類ということになりますが、とは具体的には何を指すのか、答弁を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

財務書類とは、具体的には貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、以上の財務4表です。

○8番（岩永宏介君） 「令和元年度の財務書類の公表」という冊子を開いていただきたいと思うんですが、最初の表紙を1枚開けてみますと、そこに2つほどタイトルが付けてあって、1つは、新しい地方公会計制度の始まりということで、これは先ほど私が壇上で申し上げたようなことも含めて、ここに書いてあると思います。

それから、財務書類とはということで、町が作ったこの書類については、こういう定

義をしてあります。財務書類とは、(1)(2)(3)(4)と、今挙げられた貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表であります。これを財務書類と呼ばれております、と書いてあるわけです。

それから、この後、次のページが、この財務書類の相互関係が書いてありますが、次のところに、もう1枚開いてみますと、そこに貸借対照表と行政コスト計算書、純資産変動計算書、それから資金収支計算書という形で、その財務4表が出てきます。これをなぜ取り上げたかという、こういうのが財務諸表である、4表といいます、1つ大きな質問なのですが、これらの財務4表を普段から町民の皆さんを含めて、見慣れているのだろうかということでございます。いかがでしょうか。いろいろ感想があると思いますが、そういうのを考えてほしいと思います。

次の質問に移ります。この冊子です。平成元年度財務書類に公表とありますが、町としては、どのような形、方法で公表しているのか、答弁を求めたいと思います。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

現在、町のホームページで公表しておりますが、令和元年度財務諸表、これが対外的には最新のものになります。令和2年度財務諸表については、今年の10月中に公表することとしています。

○8番（岩永宏介君） 今の答弁をしっかりと聞きながら考えていたんですが、いいですか、令和元年度の財務諸表、これが最新のものになるというふうにおっしゃったと思います。そして、令和2年度の財務書類については、今年の10月中に公表するという発言ですが、私はこれについては非常に違和感を感じます。

その最新のものとおっしゃるけれども、私たちは今現在令和4年度なのですね。4年度なんだけれども、令和2年度の財務書類が最新のものと言われて、その公表はまだなされてない。ここに公表と書いてあるんですが、この公表は、これは令和2年度については、公表は今年の12月となっているんですが、何回も言いますが、非常に違和感を覚えます。

それでは、令和3年度の財務書類の公表はいつ頃になるのか、答弁を求めます。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

まず、今最新版で公表しているのは令和元年度分の財務諸表です。令和2年度の財務諸表については、今年の10月に、もうできてはいるんですが、今中身を精査しておりま

すので、10月中には公表するようにしております。

財務諸表の作成につきましては、決算統計等の数値を用いますが、決算統計の確定には非常に時間を要します。例えて申しますと、令和2年度の決算分を令和3年度中に作成をしますけれども、決算統計の各種数値が最終的に確定する時期が令和4年度に入ってしまう。よって、財務諸表は決算後に1年半程度遅れて公表している状況です。

なお、令和3年度の財務諸表については、令和5年度の10月に公表としておりますが、作業工程等について、委託業者とも話をしまして、少しでも早く公表できるように努めてまいります。

○8番（岩永宏介君） 後半のほうで、今私たちは明日、明後日から令和3年度の決算認定に移るわけです。そのときには、まだ当然今の発言ですので、決算の時期なんだけれども、令和3年度の財務諸表はまだでき上がっていないということですよね、わかりやすく言えば。

例えば、ちょっと長くなりますが、大阪府、これは全然規模の違うところではありますが、大阪府には貸借対照表や行政コスト計算書等の財務諸表を現在の現金主義による歳入予算・歳出決算会計における決算の参考として、監査委員及び議会へ提出するものとしてあるんです。統一基準による財務書類は現行の現金主義歳入予算・歳出決算の、ここがポイントと思いますが、補完として整備するものだから、決算書類の提出とともに作成、公表することが原則、これが望ましいわけですよね、と思います。

令和4年度9月議会で、令和3年度の決算審査が行われるが、このときに令和3年度の財務書類が作成されて、公表されていなければならない。ならないといいますが、非常にそれが本来の姿だと、理想的な姿ですね。だけれども、本町の場合はまだ令和2年度の財務諸表の公表というこの冊子が、完成はしているけれども、まだ公表しておっしゃるわけですが、これでいいのかなというのが疑問です。ここはおわかりだろうと思いますが。それでは、ほかの、例えば同規模の自治体、県内におけるとか、そういうところはどのような公表をやっているかどうか、調べられたことはございますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

県内の自治体で大津町、公表が早いと聞いておりましたので、財政部局に聞きまして、状況を聞いたんですが、うちよりも少し早かったです。決算統計の数値が出まして、すぐに財務諸表を公表するような状況でされています。御船町の場合も、同じ業者に対応して

もらっている関係上、大津町の公表している時期と合わせるようなことはできるのですが、御船町の場合には、いったん納品されたものを、もう一回事務担当者で中身を精査して、自分たちなりに分析しようということで、少し時間を置いて公表している状況です。

ただ、御指摘の部分も、よく私たちも理解をしますので、もう少し早く、スピード感を持って対応するようにしたいと思います。

○8番（岩永宏介君） 大津町は令和2年度分については、いつ頃公表していますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 大津町は今年の6月に公表されているようです。

○8番（岩永宏介君） 大津町は、令和2年度の財務諸表を、財務4表ですが、今年の6月には公表しているということです。先ほどの理想は理想として、やはり国もこのあたりはしっかり考えるべきところだろうと思います。そして、やはり将来は、会計ソフト等が充実してくれば、決算統計で出た数値をそこに打ち込むと、言うなれば、コンサルを使わなくても作成することは可能になると思います。将来的にはそういう、先ほど私が言った理想の形になるはずだけれども、うちの場合は、10月はやはりちょっと遅いです。だから、もうやはりそういう敢行であるかもしれませんが、改善すべきではないかなと思います。

それから、ここで確認したいんですが、また公表については、町民を代表する議員に、決算議会前に公表すると。だから、8月には決算が、もう資料を作られますので、8月末までくらいには公表すべきではないかというのが、そういう考えでおります。だから、その公表の時期、8月末までには令和2年度を、令和3年度の分ではありませんので、令和2年度の分ですので、8月末には公表すべきであるということが1点、また公表については、町民を代表する議員に、決算議会前に令和2年度分を手渡すといえますか、そういう形の公表はやはり必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 御指摘のとおりだと思います。正確な数字を早く出すと、そのことで情報公開を推進するということになりますので、スピード感を持って対応したいと思います。

○8番（岩永宏介君） ぜひそのように、来年度からはですね。令和3年度分については、8月末まで公表していただきたいと思います。

それから、2つ目の質問に移ります。これまでの現行の会計方式を、歳入歳出による会計方式と呼ばせていただきます。その新しい、新公会計とこれまでの、今の会計方式と

はどのように違うのか。答弁を求めます。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

現行の歳入歳出による会計は、現金主義、単式簿記に基づく会計でありまして、現金の収支に着目した会計処理が原則です。一方、新たな公会計は発生主義、複式簿記による会計であるというところが大きな違いです。

○8番（岩永宏介君） そのとおりだと思いますが、今までの会計は明後日から行われる決算、議会での議決を、認定といいますか、それがあるわけですが、大体こうですよ。その年度が終わると、予算が、例えば、令和3年度の年度が終わったら、5月、6月は事務の整理期間ですね。2カ月ありますけれども、そういうのを通して、きちんとした整理がついたところで、その年度が終わると、その会計の決算の書類が作られていくと思います。その前に、作られたら8月に監査が行われて、今度の9月議会で決算審査が行われるということですよ。

こういうのが、今のが単式簿記、現金主義です。だから、幾ら入ってきて、幾ら出ていったかが、これは非常に問題、関心の注目されるところです。幾ら予算が、3月段階で予算が認定されて、それをもとに事務事業が行われ、そして年度が終わると今度はその予算がきちんと執行されたかを見るためには、やはり単式簿記と現金主義がふさわしかったのだろーと思います。

ただ、こういうことはないでしょうか。この制度には、例えば有形固定資産、固定資産です。何でも連想していただいて結構なんです、ある固定資産を買った、売買契約に基づいて、購入したと。あるいは造ってしまったと。何かそういう固定資産を、橋とか道路を造ったと。極端な言い方をすれば、こういうことはないでしょうか、その後はほとんど注目されない。あるいは管理も十分でなくて忘れられた資産も珍しくない。極端に言えば、管理が行き届いてない、あること自体がもう忘れられているとか、これは実際私が感じたことがありました。各課でそれをずっと検討すると、幾つかありはしませんかという話です。

ところが、この発生主義、複式簿記に基づく新しい公会計は、例えば地方公共団体が売買契約に基づいて、ある固定資産を購入した。手に入れた。そういう経済行為を行ったら、その購入が発生したとき、つまりまだお金は払ってないんだけど、契約を結んだ時点で、発生した段階で、その行為が発生した時点で帳簿、例えば総勘定元帳とか仕訳帳

に記載されます。これが発生主義複式簿記で、これは非常に1つの行為を、左と右に分けた仕訳帳に記載されますので、あんまり間違いはない、あまりというかほとんど間違いがないのではないんですかね。

それで、次の質問ですが。発生主義複式簿記に基づく財務4表の作成で得られることといったら、どのようなことでしょうか。答弁を求めたいと思います。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

発生主義複式簿記会計では、経済事象の発生に着目した会計処理によりまして、現金支出を伴わないコストの把握が可能となります。財務4表を導入し活用しますと、企業会計的な財政分析ができること。さらには建物など、固定資産の減価償却費や退職手当引当金などの将来にわたるコスト情報をより正確に捉えることができますし、コスト情報の見える化が可能となります。

○8番（岩永宏介君） 非常にうまくまとめられたなと思うんですが。まず現金支出が伴わないコストの把握が可能と、それから固定資産の減価償却費や退職手当引当金などの将来にわたるコスト情報をより正確に捉えることができる。ちょっと抜けましたね。企業会計的な財政分析ができるということが2番目でした。3番目が固定資産の減価償却費やコスト情報をより正確に捉えることができる。併せて、コスト情報の見える化が可能になるとおっしゃったと思います。

次に、ちょっと変わった質問をしますけれども、ここはどう考えられますか。自治体です、地方公共団体と企業の違いです。変な質問で申し訳ないのですが、自治体と企業とは根本的にどこが、最大違うところはどこと思われますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

企業は経営分析により利益を明らかにする方法としまして損益計算書を用います。これに対しまして、地方公共団体では、営利を目的とする団体ではありませんので、税收等により賄うべき行政コストを見るために行政コスト計算書を用います。ここが違う点だと認識しております。

○8番（岩永宏介君） 企業は営利、つまりは利潤ですね。利潤の追求が企業が行う、利潤追求を目的に経済活動を行うというのが企業ということです。自治体は住民サービス、福祉の向上です。だからそこが違うわけです。だから、今、損益計算書というのが出てきました。損益計算書というのは、先ほどの財務4表の中になかったですね。自治体の財務諸表

の1つ、企業の損益計算書に当たるものが行政コスト計算書です。だから、ここは全然違います。比較すると違うわけです。だから、ここがやはりひとつ注目せななところだろうと思います。

先ほど、私は財務表のほうで経費の削減とかに役立つのは、この新地方公会計制度だと申し上げました。そして人口高齢化社会にあつては、歳出削減は避けて通れない自治体の1つだという話をしました。最近、会計学の先生から私は次のような話を聞いて、目からうろここといいますか、本当に今でも印象深くその話が頭に残っているのですが、こういうことですよ。自治体においては、財政課はある事業を課が行う、各課が行う事業のコストについてはわからない。財政課がですよ。お金の予算のチェックをする、配分する財政課が、一つ一つの、無理もないんですけれども、各課が行う無数のコストについては知らないんだと。知っているのはどこでしょうか。それは事務事業を行う課ですね。そのはずですよ。だから、そこが非常にやはり問題と。わかっているのはその事業をやっている部署の担当者であると。だから、予算のヒアリングなんかでやるけれども、そのときの状況を考えて見てほしいと思います。

今度は、ここまでうまくいくかどうかはわかりませんよ。ただ理想的には、形としては財務4表を活用すると、コスト情報の見える化につながるんです。だから、ということはどういうことかということ、全部これに精通してくると、職員の方々が、この事業は大体、調べればですよ、財務4表を使って総合をいろいろ、4表を駆使すればですよ。その事業が大体これぐらいでできているとかわかるわけです。だから、見える化が可能になると。だから、コスト情報は財政課のほかの部署もわかるようになるわけです。ということです。

そうなると、財務4表を活用すると歳出削減、経費の削減になりはしないでしょうかということです。企画財政課長、いかがでしょうか。そのようにはうまくいかんと思われるかもしれませんが、どうぞ。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

議員の御意見のとおりと思います。財政係におきましては、毎年度総合計画とか公共施設管理計画、こういったものをもとにシミュレーションをしまして、中期財政計画を策定しております。しかしながら詳細な部分までを把握できていないのが現実であります。これは、当然ながら、事業担当課の担当が一番事業コストを把握しているからです。

これに対しまして、財務4表は、うまく活用すれば事業担当課が把握しているような

情報を、財政部局においても把握ができます。その結果、例えば修繕対応を早急にすることで費用を最小限に抑えることができたなど、歳出削減につながるができると思います。

○8番（岩永宏介君） そしたらその次の3番目の質問です。では、そういうふうに今活用という言葉が出ましたので、3つ目の質問なのですが、3つ目は財務書類をどのように活用するのかに入っていきたいと思います。

まず、その前に、どのようにして、今できているのは令和2年度、一番新しいのは令和2年度の財務諸表なのですが、財務4表ですが、その財務4表、平成28年度のも結構ですけども、町でどうやって財務4表を作成したか、先ほどこちよこつと出ましたけれども、コンサルというお話も出たような気がいたしますが、財務4表をどのようにして作成したのかについて答弁を求めます。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

平成27年度、平成25年度の決算分ですが、平成27年度からコンサルタント事業者に委託して、基準モデルで作成をしております。毎年度の委託料は約200万円となっております。

○8番（岩永宏介君） そうしましたら、その委託契約の内容は、委託料は200万円というのはわかりました。コンサルタントで委託料で200万円。それも統一基準で、基準モデルというのは、統一基準で作成してあるということだったわけですが、もうちょっと、その委託契約の内容はどのようなものか、答弁を求めます。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

まず、各会計の決算書それから財産に関する調書、固定資産の移動情報、収入支出伝票等のデータを委託業者に提供をしまして、財務諸表の作成を委託してもらっています。作成後における提供、それから分析資料です、こういったものの資料作成も含まれています。

○8番（岩永宏介君） 今わかったのは、どうやって作ったかということは、各会計の今決算会計あたりがあるけれども、その決算書ですね。それから財産調書、固定資産の移動情報、収入支出伝票等のデータを提供して、そこから作られたということですね。だから、根本的に、この複式簿記の場合は毎月ごとにああいう仕訳帳と総勘定元帳あたりに記録していくんですが、今の、この自治体では決算書から作るということですね。そこが随分違うと

ころなのですが。

ではこれをどのように活用するのか、そのあたりをどのように考えておられますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

これらの財務指標をもとに、施設のマネジメントへの活用を検討しています。具体的には、老朽化率を算定しまして、維持管理、修繕等に必要な費用をシミュレーションすることで、将来の支出に備えることができます。また、住民向けの説明等をしまして、住民1人当たりの資産に換算するととか、家庭の家計簿に換算するととか、そういったなじみやすい、わかりやすい資料を町ホームページで公表をしております。

○8番（岩永宏介君） 言って失礼なんですけど、今、わかりやすい資料を町ホームページ上で公表していますとおっしゃったわけですが、私は、これを見て、最初にこれを開いてみたときに、これがすぐにわかるかなとまず思いました。この説明はいいんですけども、もうちょっと工夫が要るなと思います。それは指摘しておきます。

時間も差し迫ってきておりますので、そしたら、その財務書類のわかりやすい公表については検討が必要だと、思うということでお話しして、またこういうことを聞いてみたいと思います。

わかりやすい説明をすることができるためには、やはり複式簿記や財務4表に関する基礎的な知識が、その説明をする側に知識が必要だと思っております。役場職員の中で、複式簿記あるいは財務4表がある程度わかる職員はどのくらいおられますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

商業科の高校を卒業した職員が複数名おりまして、複式簿記については基礎的な知識を習得しているものと思います。これからは、財政係職員のみならず、公会計における財務諸表に関する知識を多くの職員が習得していく必要があると思います。

○8番（岩永宏介君） はい、そうですね。そういうことがやはり大事なかなと思います。複式簿記の仕組みがわかり、公会計の財務諸表、財務4表に精通した人は役場には少ないということですが、これはほかの市町村も似た状況のように思います。ここに限ったことではないと思いますが、ただやはり、企業会計に慣れている人も、これは先ほど損益計算書あたりとコスト計算書では全く違うという話をしましたので、企業会計に慣れている人も公会計、財務4表の分析はできないという会計学の先生もいらっしゃいます。

そこで提案なのですが、御船町役場が言うならば先陣を切って、新しい公会計制度に

ついでに、市内研修を行ってほしいと思います。もうほかのところも似たり寄ったりの状況なので、やはり早く、ここに先陣を切ってというのは、そういう早く市内研修を行ってほしいという提案です。企画財政課長、いかがですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

職員研修については必要であると考えております。各種研修会への参加や講師を招いての内部研修など、いろいろと考えてみたいと思います。

それから、財務諸表の分析結果を活用することが、安定的な財政運営を目指す上で非常に有効であると考えております。

○8番（岩永宏介君） 町長は、同じような質問なのですが、町長はどのように考えておられますでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

今回の岩永議員の一般質問を受けて、財務諸表の分析をしっかりとやっていかなければいけないと改めて思ったところであります。今後も、職員のスキルアップを図り、健全な財政運営ができるように努めてまいります。

○8番（岩永宏介君） そのようにぜひお願いしたいと思うところです。

ここでまとめたいと思います。終わりに当たって、本来はもう少し、実際は活用、これが一番の公会計財務諸表、財務4表の利活用ということが、狙いの一番大きな目標だったんですが、時間もありませんので、全然触れなかったわけではございませんが、別の機会にまた一般質問したいと思います。

そこで最後に、情報提供です。そういう市内研修とか、そういう話が出ておりますが、熊本学園大学大学院に会計専門職研究科というのができているんです。ここは、やはり学園大がちょっと特色を出しているところだろうと私は感じたんですが、公認会計士とか税理士を養成する大学院です。だから、そのあたりで、その会計専門職研究科に大塚先生という先生がおられます。この先生は、先ほど私が途中で言いましたけれども、公会計を導入するに当たって、総務省が検討する研究会を作ったというのが2000年だったのですが、まだ若いんですが、その先生はそのときのメンバーなのです。研究会のメンバーということで驚いたのですが、この先生が、公会計という大学院生の正規の科目を講義されておりました。そして、去年の年度末、私たちにチラシがまいりまして、外部から監査委員あてに来たんですけれども、その公会計の講義を受講しませんかという募集のチラシでし

た。結局今年の5月、6月、7月の、各月の最終の土曜日と日曜日を使って、90分の15コマの講義をそこでされたのです。そして、ずっと今話をしてきましたけれども、この先生が、いみじくも地方公会計に関する知識を持つ関係者、町民も含めて、議員、役場職員、町民と言われたと思います。その地方公会計に関する知識を持つ関係者を増やすことが重要であると言っておられて、来年度も受講生を募集される予定です。そのようにお聞きしました。

それで、またこの先生は多くの自治体の財政運営にも意見を述べておられます。これはネットで調べると出てくると思います。この講義に役場の職員が参加することも可能です。実際に、県外のある市の市役所の職員の方2名が、この先生の授業を、90分15コマを受けられました。大津町の議員も1人、大学生と一緒にこの授業を受けられました。だから、公会計の知識を習得するのに、まさに最適な講義と講師の先生だろうと思います。確認してもらえればいいわけですが。検討のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（池田浩二君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時13分 散 会